

2024年11月2日

青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度検討有識者会議
議長 本田 明弘 殿

一般社団法人 日本風力発電協会
一般社団法人 太陽光発電協会
一般社団法人 再生可能エネルギー長期安定電源推進協会

青森県「再エネ共生制度」および「再エネ新税」に関する事業者3団体の意見

日本風力発電協会（JWPA）、太陽光発電協会（JPEA）および再生可能エネルギー長期安定電源推進協会（REASP）（以下「事業者3団体」といいます。）は、「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度検討有識者会議」（以下「有識者会議」といいます。）において検討されている「再エネ共生制度」および「再エネ新税」について、再エネの健全な普及を推進する事業者団体としての立場から、意見を表明します。

昨年9月、宮下宗一郎知事が公表した「自然環境と再生可能エネルギーの共生構想」（以下「本共生構想」といいます。）の趣旨については、事業者3団体としても共感しております。特に、「再エネの普及拡大が国全体として不可欠な状況となっている」ことへの認識を前提として、自然環境と再エネが持続可能で共存共栄していく姿を描いていくという考え方を示していただいたことに感謝する次第です。

もっとも、本共生構想に基づき、検討が進められている「共生制度」および「再エネ新税」は、事業者にとって全く新しい制度となります。こうした「制度変更リスク」は、新制度の対象とされる風力発電事業および太陽光発電事業だけでなく、他のビジネスも含めて青森県への事業進出等の投資判断に大きく影響します。新制度の内容しだいでは、他の地域もうらやむ「資源」と優位性を有する青森県が、「制度変更リスク」が顕在化した地域として捉えられてしまうことにもなりかねません。そうなれば、各企業の投資意欲の低下を招き、また県内企業が建設工事や長期にわたる運転・保守に参画する機会も奪われてしまいます。

事業者3団体は、こうした事態に陥らないことを願うとともに、「青森県の自然・地域」と「カーボンニュートラル、エネルギー安全保障に貢献する再エネ」の共生は実現できると信じ、県民のみなさまをはじめ、あらゆるステークホルダーにとって望ましい、青森県ならではのルールづくりを期待し、以下のとおり意見を表明します。

本田議長ならびに委員のみなさまにおかれましては、時間の制約もある中で、多岐にわたる議論を進めておられることに、敬意を表します。検討にあたっては、規制を受ける当事者であり、納税義務者にもなる我々事業者の意見を十分に踏まえていただきますよう、お願い申し上げます。

1. 「ゾーニング」について

■「保全地域」の対象

現行の国の基準を超えて、青森県が独自に国よりも厳しい規制を設けることは、基本的に避けていただきたいと考えています。仮に、国より厳しい規制を県が独自に設ける場合には、その規制根拠が明確に示された上で、十分かつ丁寧な議論・検討がなされる必要があると考えます。

例えば、第4回有識者会議では、事業が実施できないエリア「保護地域（案）」に、自然公園区域の2種・3種も含まれていますが、現行自然公園法施行規則では、再エネ発電施設の新築・改築・増築は禁止されておりません。自然公園区域の2種・3種については「保護地域」とするのではなく、事業実施の余地が残る「保全地域」としていただきたいと考えております。

同様に、「緑の回廊」やその他、国の基準では保護地域となっていない規制区分についても、「保護地域」とするのではなく、事業実施の余地が残る「保全地域」としていただくことを要請します。

特に風力発電に関しては、事業に適した風況が期待できる上記のエリアについて、一律に「保護地域」とすることは適当ではなく、「保全地域」としておくことで、一定の条件を満たした場合には、事業実施が可能となる余地を残していただくことを求めます。

また、「ゾーニング」の設定にあたっては、再エネの導入に積極的な市町村の意向も十分に踏まえていただくことが重要であると考えます。

■「共生区域」の定義の明確化

今後の新規案件のうち、温対法の促進区域、農山漁村再エネ法の設備整備区域に加えて共生区域として認められる「その他これらに準じた区域」について、明確かつ具体的な基準を示していただくことが必須と考えております。

2. 「合意形成プロセス」について

■ 予見可能性の観点と対象事業

事業計画において予見可能性の低下が予想されること、現行の法規制内容に照らして、後から規制が著しく強化されることは、事業者の投資を困難にするため、ルールづくりにあたっては、特に予見可能性について十分に担保される必要があります。具体的には、「合意形成プロセス」の対象事業は、条例施行後に「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（以下「再エネ特措法」といいます。）に基づくFIT/FIP認定を取得する案件に限定していただきたいと考えます。

また、特に風力に関しては、第4回有識者会議で示された「合意形成プロセス」のうち、環境影響評価手続後（共生区域）のフローに従った場合、FIT/FIP認定から3年以内の取得が義務付けられている許認可を期日までに取得することができず、さらに再エネ特措法で規定されている期限までに運転開始することも困難となります。このため、FIT/FIP認定から3年以内の取得が義務付けられている次の許認可については、「合意形成プロセス」の対象外としていただくことが重要であると考えます。

- 森林法における林地開発許可
- 宅地造成及び特定盛土等規制法の許可
- 砂防三法（砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法）における許可

■「合意形成」のあり方と市町村の負担

「合意形成」は目的・結果であって、その手段・プロセスについては、必ずしも国の法律に基づかないものであっても、認められるようにしていただきたいと考えております。

例えば、農山漁村再エネ法のスキームに初めて取り組む市町村にとっては、リソースも限られている中で、時間もコストもかかってしまうことになります。「共生区域」の活用を進めるためにも、「合意形成プロセス」でいう「合意」については、市町村の負担も考慮した上で、柔軟に捉える必要があると考えます。

■「ガイドライン」の策定にあたっては事業者の関与と協力が不可欠

青森県独自の「合意形成プロセス」を円滑に運用するためには、市町村や事業者にとっ

て、わかりやすい「ガイドライン」を策定しておくことが重要であると考えます。「共生制度」の趣旨を踏まえた内容にするため、また、現場の実務に役立つガイドラインを策定するため、事業者3団体ならびに会員各社は協力を惜しみません。

また、条例の施行日については、適切な内容のガイドラインが策定され、市町村や事業者に対してガイドラインの内容を十分に周知するための期間が設けられるなど準備が整えられた上で、条例が施行されるべきと考えます。

3. 「再エネ新税」について

■財産権や経済活動の自由に対する留意

前提として、再エネ新税の創設にあたっては、カーボンニュートラル社会の実現に取り組む再エネ事業者の財産権や経済活動の自由を過度に制約するものとならないよう、十分に留意していただく必要があると考えます。

■既存事業（既設）に再エネ新税を課されることには反対

既存事業に再エネ新税を課されることは、いわば「後出し課税」と言わざるを得ません。今こうした再エネ新税の議論がなされ、来年に条例が制定されることについて、開発当時の事業者には一切の予見可能性がありません。すなわち、事業者が開発に着手する際には様々な前提事実を考慮するところ、特に、課税関係は、キャッシュフローに直接的な影響を与える事実ですので様々なリスクシナリオを想定しますが、「後出し課税」を想定していた事業者は皆無といえます。開発当時、将来の再エネ新税を予見できるはずもなかったことを踏まえ、既存事業への課税は見送っていただくべきと考えます。

■「開発中」の案件をどのように取り扱うかについても予見可能性の観点が重要

上記のとおり既存事業に再エネ新税を課すことは見送っていただくべきと考えます。そこで、「既存事業」と「それ以外（新規を含む）の事業」の線引きをどうするかが事業者にとっては重要になります。ここでもやはり、事業者の予見可能性という基本的な視点を踏まえることがきわめて重要と考えます。事業者が FIT/FIP 認定を取得するまでに、各種調査や環境影響評価や地域との合意形成等に相当程度費用と時間と労力を費やしていることを踏まえれば、「条例施行日」の前日までに、再エネ特措法に基づく FIT/FIP 認定を取得済の案件は、実質的に「既存事業」と同じように取り扱うこととし、課税対象とすべきではないと考えます。

再エネ特措法に基づく FIT/FIP 制度は、「課税コスト」を転嫁できない制度になっています。「ポイント・オブ・ノーリターン」を過ぎた「開発中」の案件に課税されてしまった場合、市町村をはじめとする地域に「還元」することで合意している利益の一部を、想定外の青森県への納税分に充てることも検討せざるを得ません。このことは、再エネ事業を受け容れてくれた市町村をはじめとする地域との関係で、事業者3団体の各会員がもつとも懸念していることの一つです。

なお、条例の成立日までに FIP 入札済の案件は、FIP 認定を取得済の案件と同様、再エネ新税によるキャッシュフローへの影響について予見可能性がありません。条例の施行日については、条例およびガイドラインの周知期間の他、FIP 入札から FIP 認定までの期間に関しても十分に考慮していただくべきと考えます。

■投資家や金融機関への影響

多くの再エネ発電事業は、金融機関からの借り入れ（プロジェクトファイナンス等）によって成り立っていることから、再エネ新税の導入による影響は、金融業界にも波及し、より厳しい融資審査を受けることになります。そうなれば、事業の実現可能性が低下し、

ひいては事業者による青森県への投資意欲が低下する事態を招きかねません。投資家や金融機関への影響にも留意いただきたいと思います。

■事業者へのヒアリングを踏まえた適切な負担水準

仮に、一定の条件のもとで、再エネ新税が課されることになった場合、その負担水準は、青森県における再エネ発電事業の優位性を損なうことなく、かつ再エネの普及を妨げない程度の水準であることが、もっとも重要だと考えます。

事業者の事業性や担税力を踏まえて、負担水準が耐えられる程度のものであることを検証する作業は、きわめてテクニカルかつ重要なものであるため、課税対象と範囲、具体的な税率の検討にあたっては、各事業者への個別ヒアリングが欠かせないと考えます。

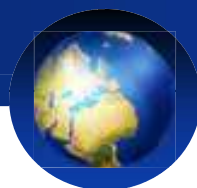
■「共生区域」内の案件

共生区域に設定された地域に再エネ発電施設を有する企業については、青森県内の市町村に対し、他の種類の納税等を通じてすでに貢献しているため、再エネ新税の課税対象とすべきでないと考えます。

最後に、事業者3団体ならびに会員各社は、再エネ業界全体の姿勢・取組として、地域からの信頼と理解を大前提に、引き続き丁寧な説明に基づく合意形成に努めながら、再エネの健全な普及を推進し、青森県の発展に貢献してまいりたいと考えております。

以上

青森県「再エネ共生制度」と「再エネ新税」 に関する意見



2024年11月2日

一般社団法人 日本風力発電協会

一般社団法人 太陽光発電協会

一般社団法人 再生可能エネルギー長期安定電源推進協会

本資料の構成

1. 再エネ事業者3団体の概要
2. 有識者会議で示されている「3つの論点」に対する意見
 - ① 「ゾーニング」について
 - ② 「合意形成プロセス」について
 - ③ 「再エネ新税」について

1. 日本風力発電協会(JWPA)の概要

◆沿革

2001年 任意団体設立
2009年 一般社団法人へ移行
2010年 風力発電事業者懇話会
と合併、現在に至る

◆ミッション

風力発電の普及・拡大
を通じて、人々に安心
で安定した暮らしを届
け、持続可能な社会の
実現を目指す。

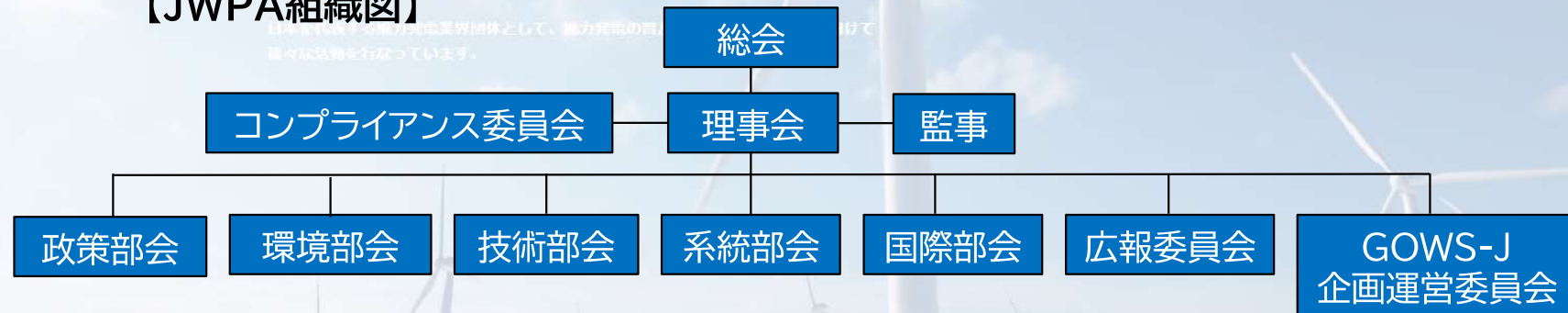
◆会員構成

- 発電事業者からサプライヤー、コンサル
タント、金融、地方自治体まで風力
発電に係るあらゆる業種 513社・団
体(2024年9月10日現在)
- 国内風力発電設備容量の約80%を
会員がカバー

◆協会活動内容

セミナーやイベントの開催から業界として取り組むべき諸課題の抽出、対応解決
等について調査・研究、検討、立案する各種部会活動等、風力発電の普及促進を
目指し様々な活動を行っています。

【JWPA組織図】



■ 使命

「国と地域に求められるエネルギーを、地域と共に創り、地域社会との調和・共生・連携を図ることで、太陽光発電が国と地域に大きな便益をもたらす自立した主力エネルギー」となることを目指す。

■ 主な活動

- ・ 太陽光発電の健全な普及に向けた提言・関係機関への意見具申等
- ・ 太陽光発電設備の施工品質の向上や保守点検等に関するガイドラインの作成・公開
- ・ 施工技術者及び保守点検技術者の育成のためのPVマスター技術者制度の運用
- ・ 太陽光発電に関する標準化及び規格化についての調査研究、出荷統計の取り纏め・公開
- ・ 太陽光発電の健全な普及に向けた啓発活動：シンポジウムやセミナーの開催、情報発信
- ・ 使用済み太陽電池モジュールの適正処理・リサイクル等に関する研究

■ 会員数 154（2024年10月28日現在）

正会員：140 社・団体

- | | |
|-------------------------|------------|
| ・ 販売・施工（含むゼネコン、住宅メーカー等） | : 53社（38%） |
| ・ 周辺機器・部品・素材メーカー | : 28社（20%） |
| ・ 電力・エネルギー | : 19社（14%） |
| ・ 太陽電池セル・モジュールメーカー | : 18社（13%） |
| ・ 機関・団体 | : 2社（1%） |
| ・ その他（内、中間処理事業者4社） | : 20社（14%） |

賛助会員：14 団体

会員としてはパネルメーカーだけでなく、販売・施工、発電事業者、O&M（保守・点検）、リユース・リサイクルなど、太陽光発電の幅広いバリューチェーン全体の事業者からなる。

REASP（再生可能エネルギー長期安定電源推進協会）について



設立

- ・ 2019年12月設立
- ・ 正式名称：一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会
Renewable **E**nergy **A**ssociation for **S**ustainable **P**ower supply (REASP)

協会の設立目的

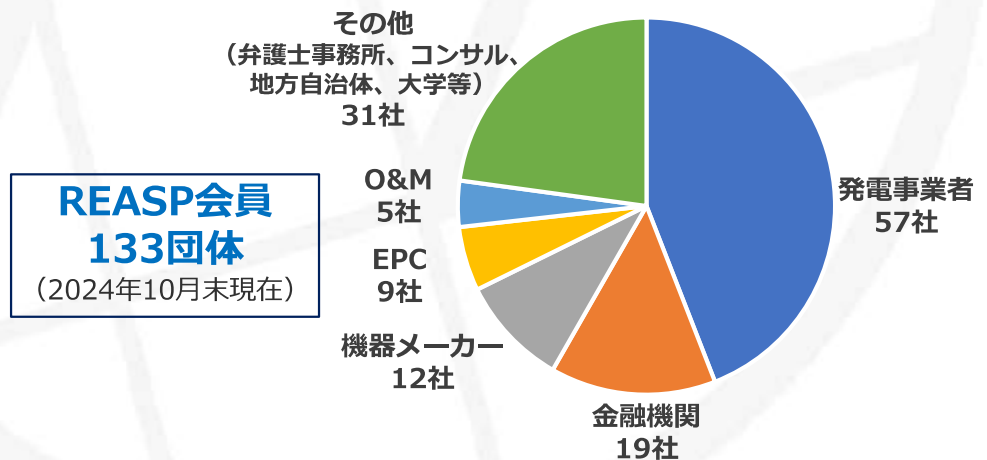
- ・ 日本における主力電源としての再生可能エネルギー発電を長期安定的な電源として普及促進し、エネルギー安全保障の強化と国民生活水準の向上に寄与するため、事業者団体として再生可能エネルギー事業の継続と将来に向けて安価でクリーンな電力供給を目指す。

将来の展望

- ・ 再生可能エネルギーによる将来的なカーボンニュートラルの達成
- ・ 発電事業者が再生可能エネルギー普及拡大を主導
- ・ 再エネ発電所と地域の共生・発電所の長期安定稼働・グリッドパリティの実現

REASPの会員について

大手発電事業者を中心に金融機関、EPC、O&M、大学、行政等様々なプレイヤーが会員となっている。



2. 「3つの論点」に対する意見

- 次頁以降で、有識者会議で示されている「3つの論点」に対して各論点ごとに意見を述べます。
 - ① 「ゾーニング」について
 - ② 「合意形成プロセス」について
 - ③ 「再エネ新税」について
- 事業者3団体連名の「意見書」のうち、要点を記載しています。

※意見の対象は第4回有識者会議(9月3日開催)までの公表資料に基づきます。

① 「ゾーニング」について 意見

■ 「保全地域」の対象

- 現行の国の基準を超えて、青森県が独自に**国よりも厳しい規制を設けることは、基本的に避けていただきたい**と考えています。仮に、国より厳しい基準を県が独自に設ける場合には、その規制根拠が明確に示された上で、十分かつ丁寧な議論が必要と考えます。
- 例えば、事業が実施できないエリア **保護地域**(案)に、自然公園区域の2種・3種も含まれていますが、現行自然公園法施行規則では、再エネ発電施設の新築・改築・増築は禁止されておりません。
自然公園区域の2種・3種については**保護地域**とするのではなく、事業実施の余地が残る**保全地域**としていただきたいと考えています。
- 同様に、「緑の回廊」やその他、国の基準では**保護地域**となっていない規制区分についても**保護地域**ではなく、事業実施の余地が残る**保全地域**としていただきたいと考えています。
- 「ゾーニング」の設定にあたっては、**再エネの導入に積極的な市町村の意向**も十分に踏まえていただくことが重要であると考えます。

■ 「共生区域」の定義の明確化

- 今後の新規案件のうち、温対法の促進区域、農山漁村再エネ法の設備整備区域に加えて**共生区域**として認められる**「その他これらに準じた区域」**について、**明確かつ具体的な基準を示していただく**ことが必須と考えています。

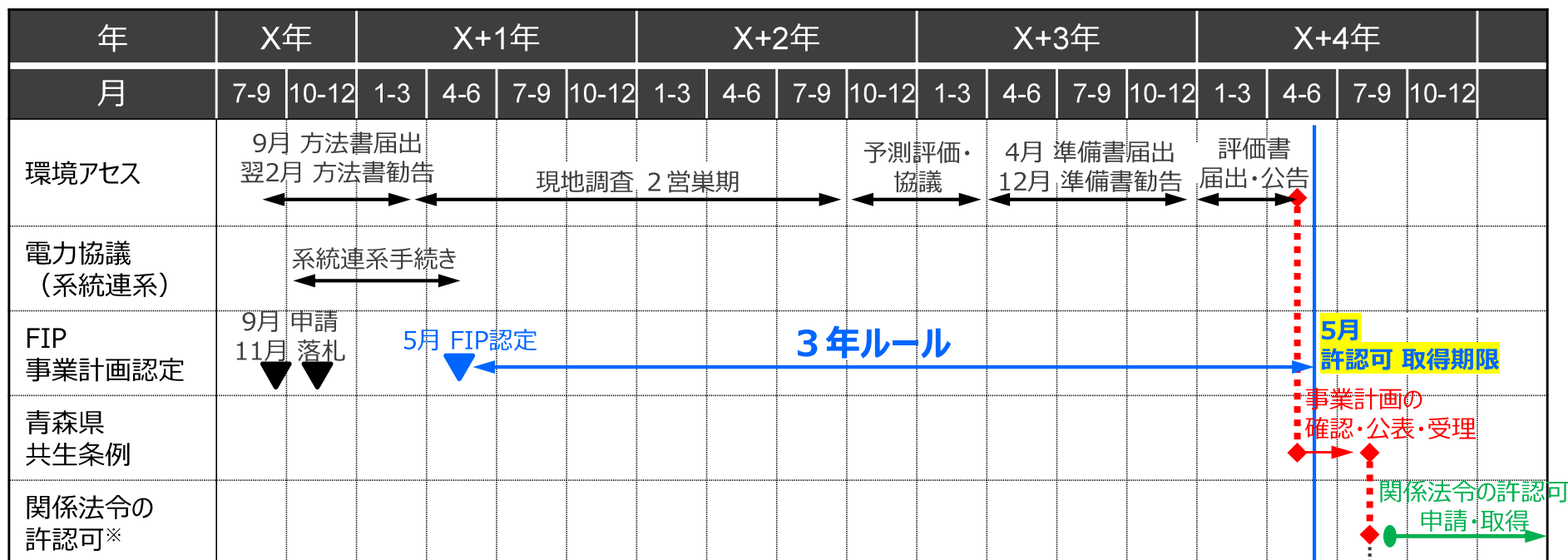
②「合意形成プロセス」について(1/4) 意見

■ 予見可能性の観点と対象事業

- 「合意形成プロセス」の対象事業は、**条例施行後に「再エネ特措法」に基づくFIT/FIP認定を取得する案件に限定していただきたい**と考えます。
- 事業計画において予見可能性の低下が予想されること、現行の法規制内容に照らして、後から規制が著しく強化されることは、事業者の投資を困難にするため、ルールづくりにあたっては、特に予見可能性について十分に担保される必要があります。

② 「合意形成プロセス」について(2/4) 意見

- **共生区域**内で事業を計画する場合、関連法令の許認可手続の着手は、環境影響評価手続の終了後とされているため、開発期間が長期化します。これにより、「再エネ特措法」の下記2点のルールに抵触してしまいます。こうした**深刻な事態が生じないようにしていただきたい**と考えます。
 - ① 認定から3年以内に許認可※を取得できないことで、**認定が取消し**になります。
 - ② 運転開始期限までに運転開始できず、認定期間が短縮することで、**事業性が低下**します。



※ 対象許認可は、森林法における林地開発許可、宅地造成及び特定盛土等規制法の許可、砂防三法(砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法)における許可

県による事業計画確認・公表後、
関連法令の許認可手続を開始

②「合意形成プロセス」について(3/4) 意見

■「合意形成プロセス」の適用対象外

- 前頁 P.9で示したとおり、第4回有識者会議までで示されている「共生制度」の案は、事業者にとって開発リスクを大きく高める内容となっています。
- このような事態を防ぐために、FIT/FIP認定から3年以内の取得が義務付けられている次の許認可は、「合意形成プロセス」の適用対象外としていただきたいと思います。
 - 森林法における林地開発許可
 - 宅地造成及び特定盛土等規制法の許可
 - 砂防三法(砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法)における許可

②「合意形成プロセス」について(4/4) 意見

■「合意形成のあり方」と市町村の負担

- 「合意形成」は目的であって、その手段については、**必ずしも国の法律に基づかないものであっても、認められるようにしていただきたい**と考えます。
- 例えば、農山漁村再エネ法のスキームに初めて取り組む市町村にとっては、リソースも限られている中で、時間もコストもかかってしまうことになります。「共生区域」の活用を進めるためにも、「合意形成プロセス」でいう「合意」については、**市町村の負担も考慮した上で、柔軟に捉える必要がある**と考えます。

■「ガイドライン」策定にあたっては事業者の関与と協力が不可欠

- 「合意形成プロセス」の円滑な運用のためには、**市町村や事業者にとって、わかりやすい「ガイドライン」を策定しておくことが重要**であると考えます。事業者団体と各社は協力を惜しみません。
- 条例の施行日については、適切な内容のガイドラインが事前に策定され、市町村や事業者に対して、内容を十分に周知するための期間が設けられた上で、条例が施行されるべきと考えます。

③「再エネ新税」について(1/4) **意見**

■ 財産権や経済活動の自由に対する留意

- 前提として、カーボンニュートラル社会の実現に取り組む再エネ事業者の財産権や経済活動の自由を過度に制約するルールにならないよう、十分に配慮していただく必要があると考えます。

■ 既存事業(既設)に再エネ新税を課されることには反対

- 事業者には予見可能性が一切なく、いわば「後出し課税」と言わざるを得ません。**既存事業への課税は見送っていただくべき**と考えます。
- 開発当時、将来の「再エネ新税」を予見できるはずがありません。
- 事業者が開発に着手する際には様々な前提事実を考慮するところ、特に、課税関係は、キャッシュフローに直接的な影響を与える事実ですので様々なリスクシナリオを想定しますが、「後出し課税」を想定していた事業者は皆無といえます。

③「再エネ新税」について(2/4) 意見

■「開発中」の案件をどのように取り扱うかについても予見可能性の観点が重要

- 「条例施行日」の前日までに、再エネ特措法に基づくFIT/FIP認定を取得済の案件は、実質的に「既存事業」と同じように取り扱うこととし、課税対象とすべきではないと考えます。
- 前頁 P.12で示したとおり事業者の予見可能性という基本的な視点を踏まえることがきわめて重要と考えます。事業者がFIT/FIP認定を取得するまでに、各種調査や環境影響評価や地域との合意形成等にすでに相当程度費用と時間と労力を費やしていることを踏まえれば、上記のとおり対応していただくことを要望します。
- そもそも、国の再エネ特措法に基づくFIT/FIP制度は、「課税コスト」を転嫁できない制度になっています。「ポイント・オブ・ノーリターン」を過ぎた「開発中」の案件に課税されてしまった場合、市町村をはじめとする地域に「還元」することで合意している利益の一部を、想定外の青森県への納税分に充てることも検討せざるを得ません。このことは、再エネ事業を受け容れてくれた市町村をはじめとする地域との関係で、事業者3団体の各会員がもっとも懸念していることの一つです。
- なお、条例の成立日までにFIP入札済の案件についても、上記の「取得済」と同様、再エネ新税によるキャッシュフローへの影響について予見可能性がなく、課税対象とすべきでないと考えます。
- 条例の施行日については、条例およびガイドラインの周知期間の他、FIP入札からFIP認定までの期間に関しても十分に考慮していただくべきと考えます。

③「再エネ新税」について(3/4) **意見**

■ 投資家や金融機関への影響

- 多くの再エネ発電事業は、金融機関からの借入れ(プロジェクトファイナンス等)によって成り立っていることから、再エネ新税の導入による影響は、金融業界にも波及し、より厳しい融資審査を受けることになります。
- そうなれば、事業の実現可能性が低下し、ひいては事業者による**青森県への投資意欲が低下する事態を招きかねません**。投資家や金融機関への影響にも留意いただきたいと思います。

■ 事業者へのヒアリングを踏まえた適切な負担水準

- 仮に、一定の条件のもとで、再エネ新税が課されることになった場合、その**負担水準は、青森県における再エネ発電事業の優位性を損なうことなく、かつ再エネの普及を妨げない程度**の水準であることが、**もっとも重要**だと考えます。
- 事業者の事業性や担税力を踏まえて、負担水準が耐えられる程度のものであることを検証する作業は、きわめてテクニカルかつ重要なものであるため、**課税対象と範囲、具体的な税率の検討にあたっては、各事業者への個別ヒアリングが欠かせない**と考えます。

③「再エネ新税」について(4/4)

意見

■「共生区域」内の案件

- 共生区域に設定された地域に再エネ発電施設を有する企業については、青森県内の市町村に対し、他の種類の納税等を通じてすでに貢献しているため、再エネ新税の課税対象とすべきでない(非課税)と考えます。

第5回会議における主な検討事項

1 対象事業等(第4回有識者会議時点)

(1)対象事業

風力又は太陽光発電設備を陸域に設置し、発電する事業を対象とする。

※ 建築物の屋根・壁等に設置する太陽光発電設備の設置は本条例の対象外とする。

(2)規模要件

	対象規模要件
風力発電所	500kW以上
太陽光発電所	2,000kW以上

※ 電気事業法第48条第1項の工事計画届出が必要となり、一定規模以上の開発を伴うものを対象とする。
規模要件の考え方は、工事計画届出に記載する発電所出力の考え方を準用する。

※ 風力発電設備を複数設置することにより500kW以上になった発電所も対象とする。

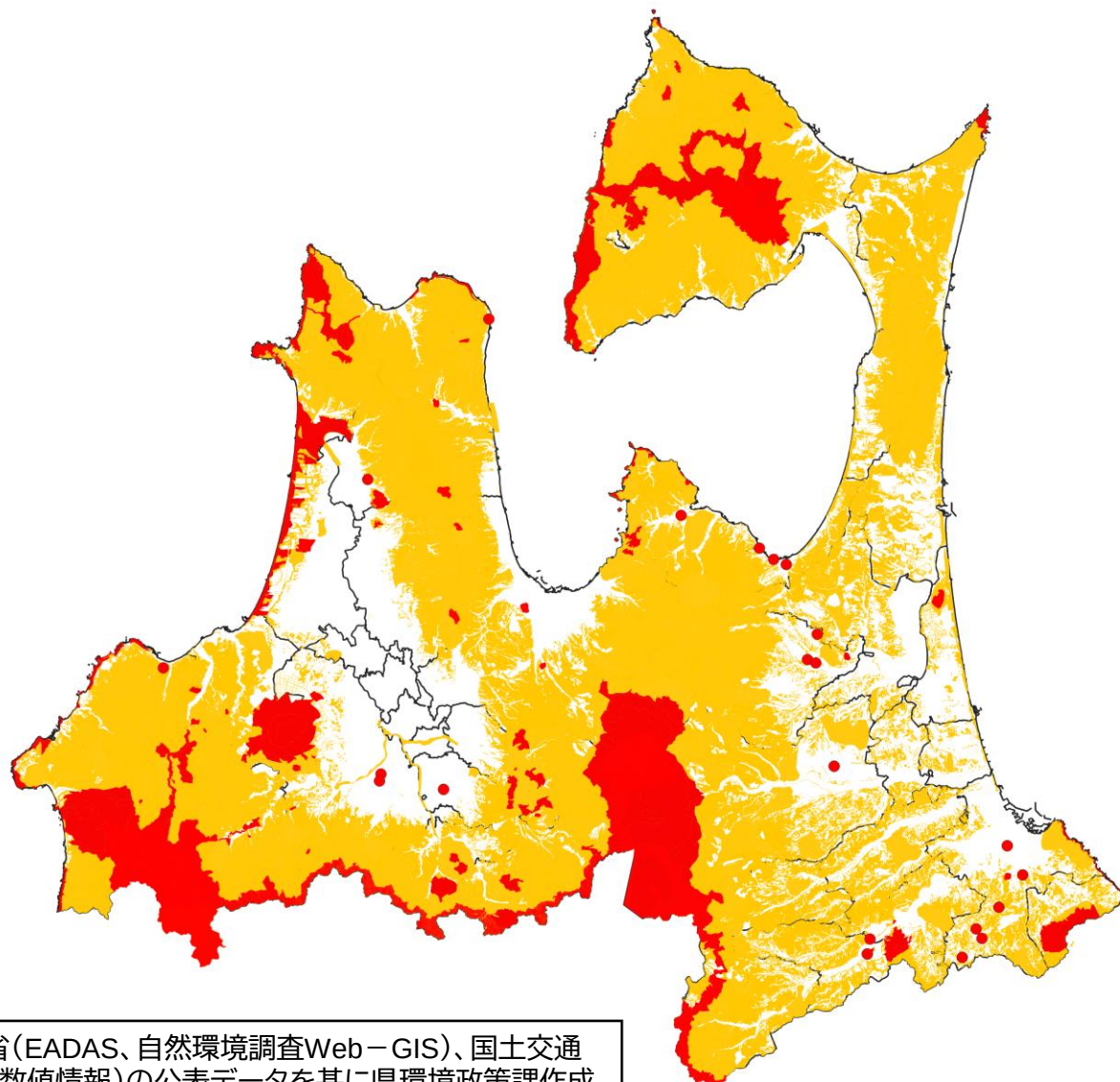
2 ゾーニングマップ(第4回有識者会議時点)

保護地域

- 自然公園区域(国立公園／特別保護、1種、2種、3種)
- 自然公園区域(国定公園／特別保護、1種、2種、3種)
- 自然公園区域(県立自然公園／1種、2種、3種)
- 自然環境保全地域(国指定)(野生保護、特別)
- 自然環境保全地域(県指定)(野生保護、特別)
- ラムサール条約湿地
- 鳥獣保護区(国指定・県指定)(特別保護地区)
- 世界自然遺産(緩衝区域を含む)
- 世界文化遺産(緩衝区域を含む)
- 保護林
- 緑の回廊
- 都道府県指定文化財(史跡、名勝)
- 国指定文化財等(史跡、名勝)

保全地域

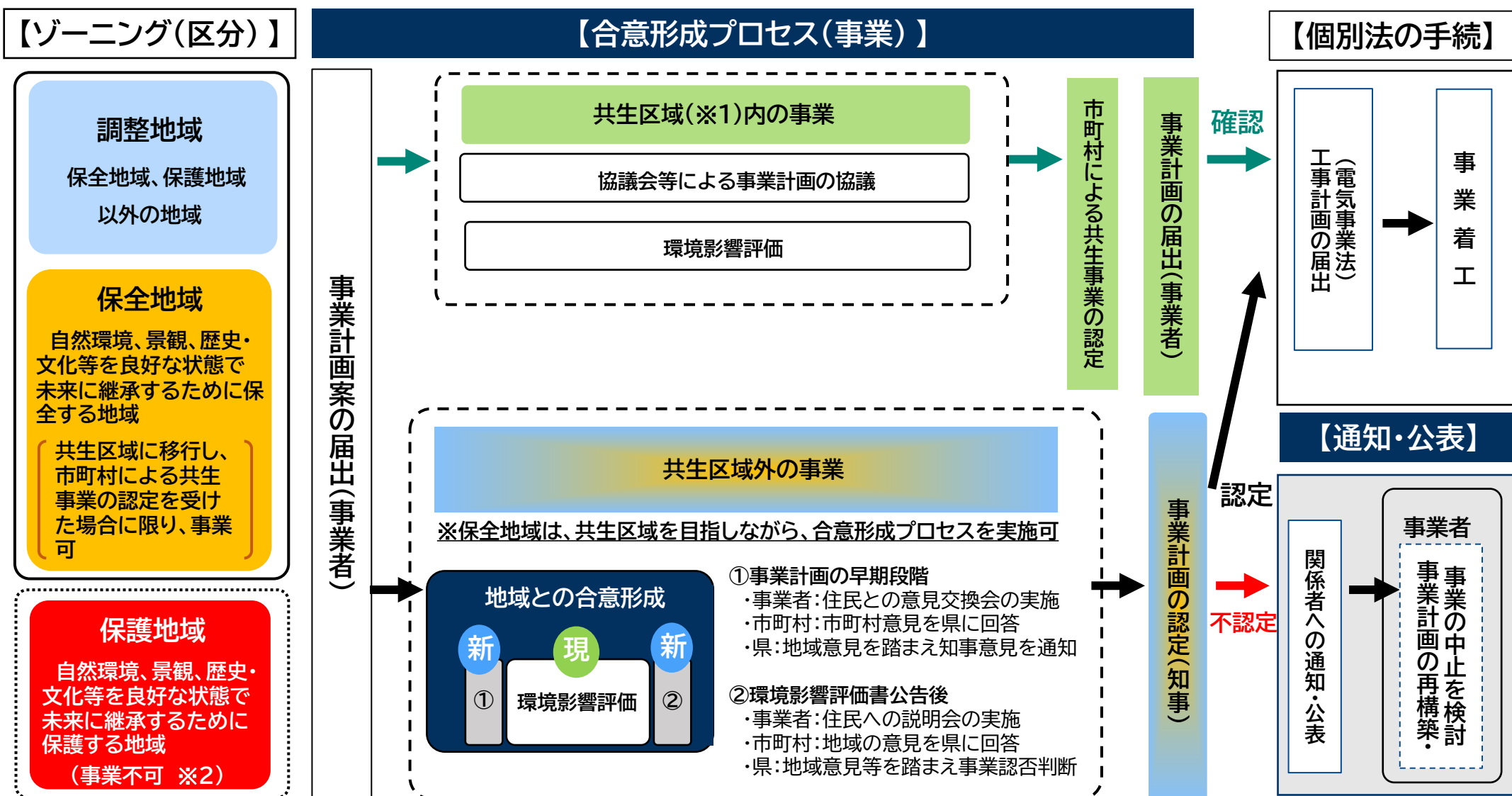
- 自然公園区域(国立公園／普通)
- 自然公園区域(国定公園／普通)
- 自然公園区域(県立自然公園／普通)
- 自然環境保全地域(国指定)(普通)
- 自然環境保全地域(県指定)(普通)
- 鳥獣保護区(国指定・県指定)(特別保護地区を除く)
- 保安林(保安施設地区を含む)
- 国有林
(保安林、保安施設地区、保護林、緑の回廊を除く)
- 地域森林計画対象民有林 (保安林、保安施設地区を除く)
- 県開発規制地域(県指定)
- 県緑地保全地域(県指定)
- ふるさとの森と川と海保全地域



※ 環境省(EADAS、自然環境調査Web-GIS)、国土交通省(国土数値情報)の公表データを基に県環境政策課作成

「●」については、GISデータがないため、マップに表示されていない

3 合意形成プロセス(第4回有識者会議時点)



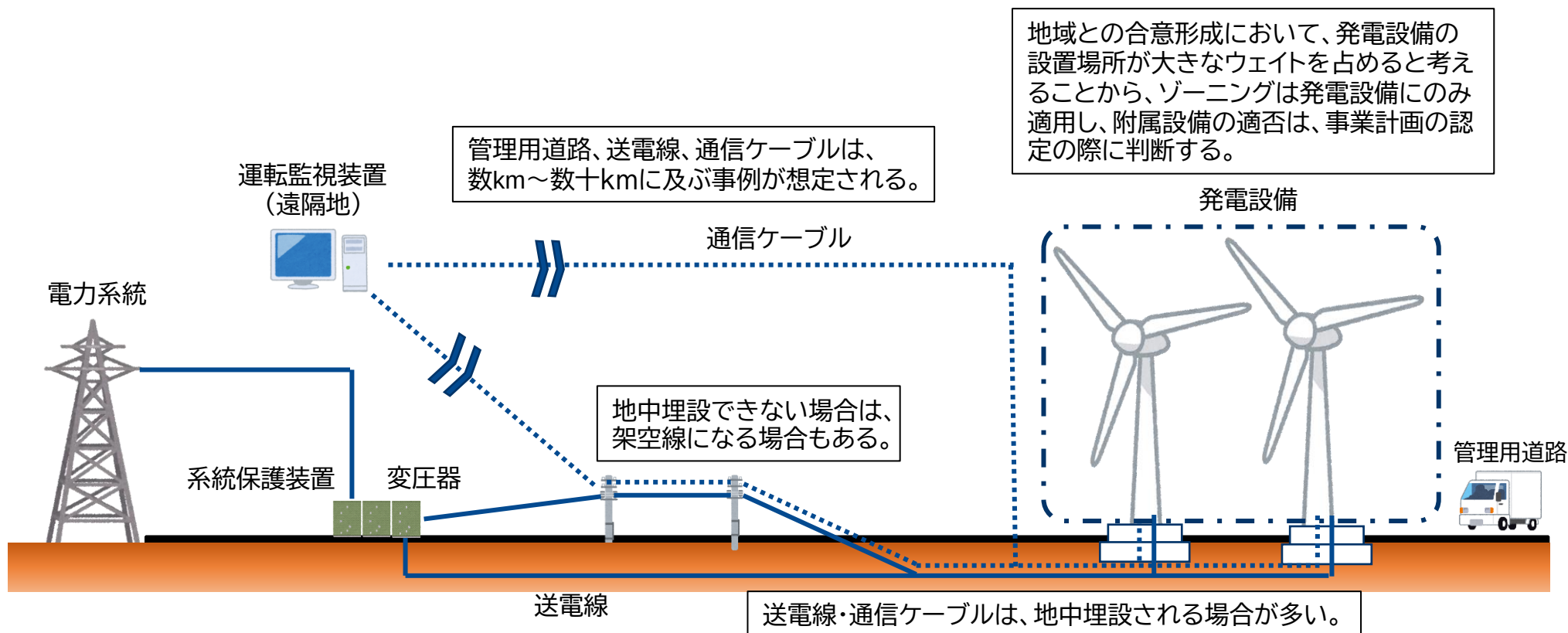
※1 知事が認定した区域、温対法に基づく促進地域、農山漁村再エネ法に基づく設備整備計画区域

※2 国や市町村等が、公益上の目的(災害対策等)で設置する場合であって、他に代替場所がなく、再エネ施設の設置がやむを得ないものなどについては、例外的に認める。

検討事項1 ゾーニングの対象となる施設について

ゾーニングの対象となる施設は、再生可能エネルギー発電設備(再生可能エネルギー源を電気に変換する設備)とする。

なお、発電設備の附属設備(維持・管理用道路、調整池、支持物、配線ケーブル等)についても、自然環境等に十分配慮するとともに、地域合意が得られる計画とすべきであることから、県に申請する事業計画書には、発電設備のほか、これら附属設備も含めた記載を求め、事業計画の認定の対象とする。

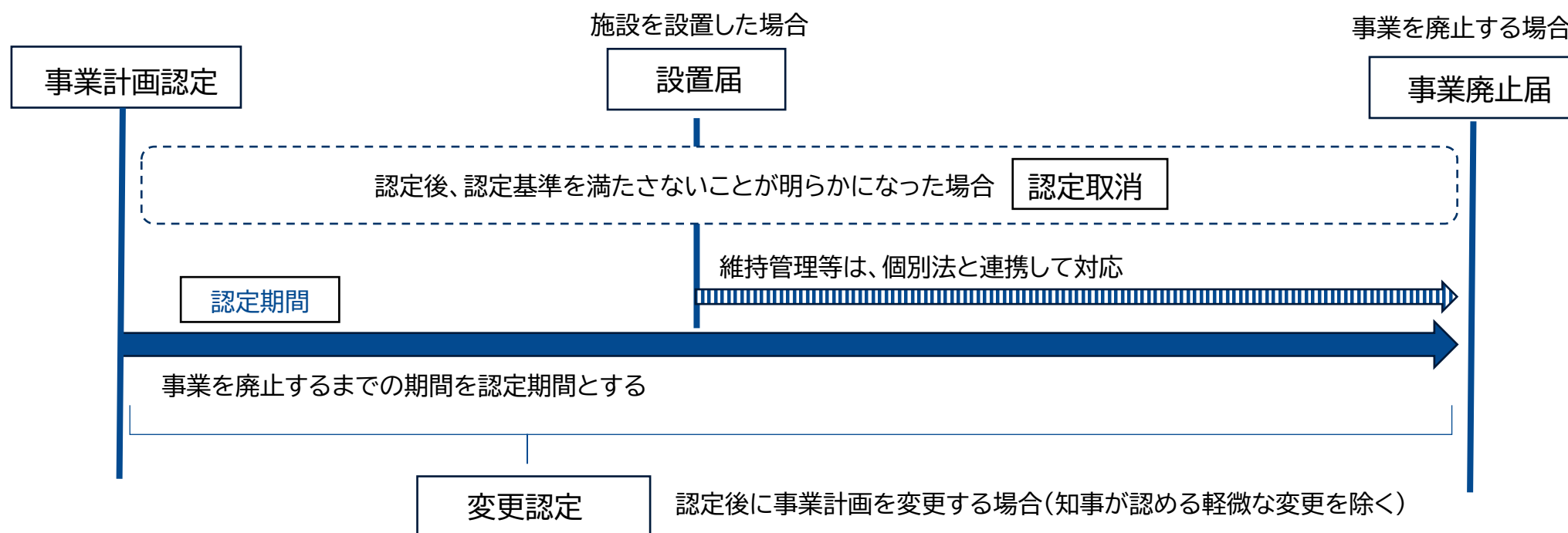


検討事項2 事業計画認定以降のプロセスについて

共生条例による事業計画の認定期間は、事業計画の認定から事業廃止届が提出されるまでの期間とする。

事業計画の認定後、共生条例の認定基準に適合しないことが明らかとなった場合には、認定の取消を行う。

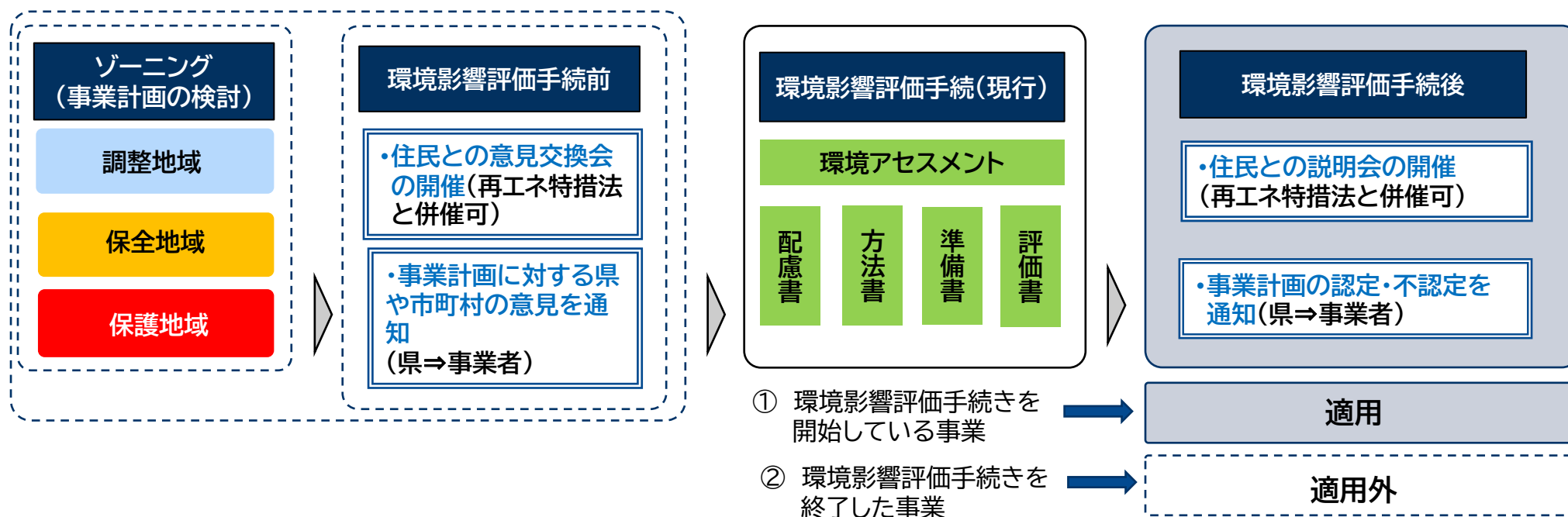
また、事業を開始したことを確認するため、設置届を提出させるとともに、事業計画を変更する場合には、変更認定を受けなければならないものとする。



検討事項3 経過措置について

(1)環境影響評価対象事業

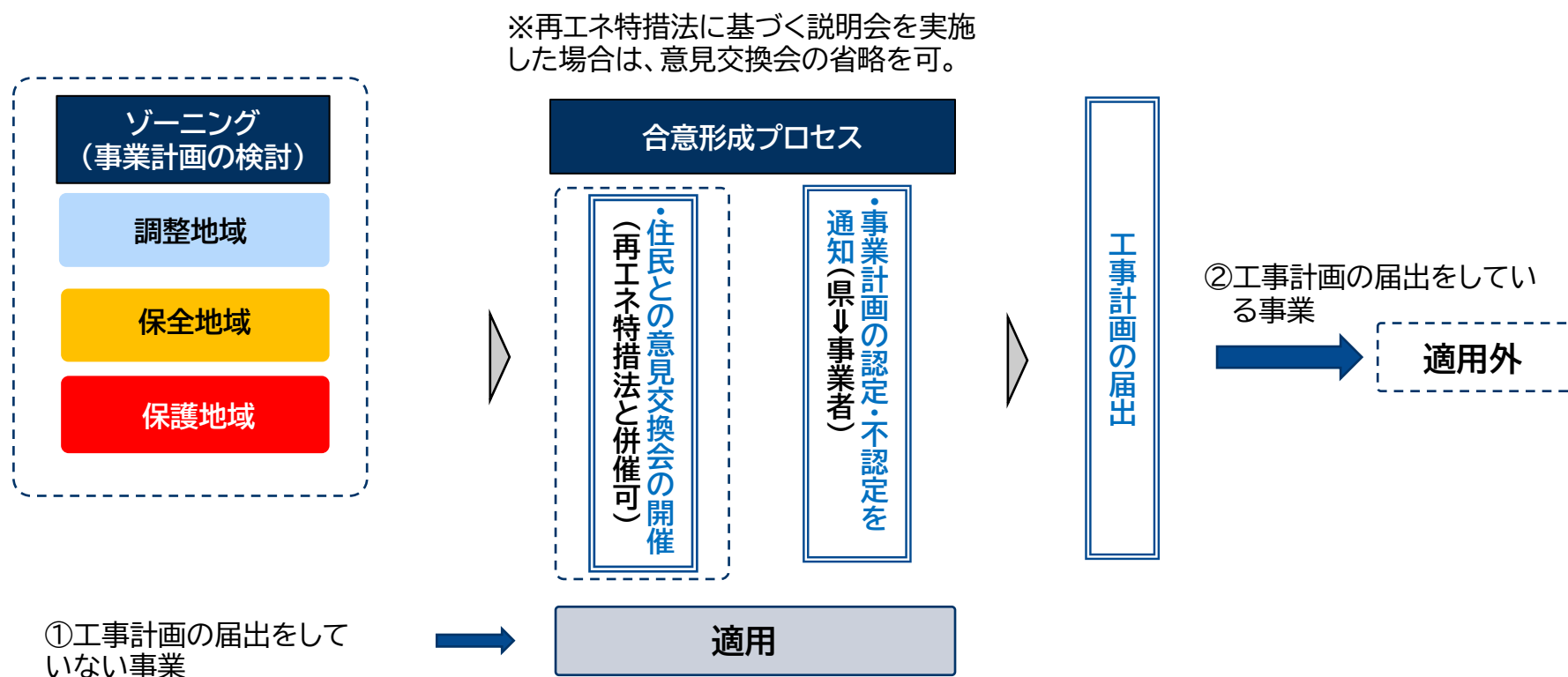
- ① 条例施行時点において、環境影響評価手続きを開始している事業については、環境影響評価手続後の合意形成プロセスのみ適用する。
- ② 条例施行時点において、環境影響評価書の公告を開始している事業については、条例の適用外とする。



検討事項3 経過措置について

(2)環境影響評価対象外事業

- ① 条例施行時点において、工事計画の届出をしていない事業については、合意形成プロセスを適用する。
- ② 条例施行時点において、工事計画の届出をしている事業については、条例の適用外とする。



共生条例の骨子案について

共生制度骨子案の構成

第1章 共生条例の基本的な考え方について

第2章 対象事業等について

第3章 ゾーニングについて

第4章 合意形成プロセスについて

第5章 実効性の担保について

第6章 その他

第1章

共生条例の基本的な考え方について

1 共生条例の基本的な考え方について

(1)共生条例の目的

本県の健全で恵み豊かな自然環境、景観、歴史・文化等は、県民の共通の財産であり、広く県民がその恵沢を享受するとともに、これらを良好な状態で将来の県民に継承していかなければならない。

再生可能エネルギーと持続可能な形で共存共栄していくことを前提として、環境との共生を図りながら、本県における再生可能エネルギーの円滑な導入を促進する。

・本県の美しい自然環境、景観、歴史・文化等は、県民の共通の財産であり、広く県民がその恵沢を享受するとともに、これらを良好な状態で未来に継承していくことは、今を生きる私たちの責務である。

・一方、地球温暖化が急速に進行する中、地球環境が危機的状況に置かれていることを直視し、本県が持つポテンシャルを活かしながら再生可能エネルギーを導入し、地球環境の保全に貢献していくことも私たちの責務である。

・しかしながら、地球環境を守るための再生可能エネルギーの導入が、無秩序な開発による環境破壊を招くようなことがあってはならず、地域との合意形成により、環境と再生可能エネルギーとの共生が図られるよう、努めなければならない。

・このため、現代世代が将来世代に引き継ぐべき自然環境、景観、歴史・文化等を保全しながら、持続可能な形で共存共栄していくことを前提として、本県における再生可能エネルギーの円滑な導入を促進するため、この条例を制定する。

1 共生条例の基本的な考え方について

(2)共生のための2つの手法

次の2種類の手法を組み合わせることにより、“現在の世代”が“将来の世代”に「引き継ぐべき(守るべき)環境」を保全し、持続可能な形で、本県における再生可能エネルギーの円滑な導入を促進する。

【広域的な視点から守るべき環境を保全するための手法】

ア ゾーニング

広域的な視点から守るべき環境を保全するため、本県の再生可能エネルギーに対する自然保護等の考え方をあらかじめゾーニングによって見える化し、再生可能エネルギー事業の導入を円滑に進める。

【地域の視点から守るべき環境を保全し、自然・地域と共生した再エネ事業とするための手法】

イ 合意形成手続

再生可能エネルギー事業に合意形成の手続きを定めることにより、地域と事業者が対話する機会等を設け、地域のメリットを明確にし、地域の視点から守るべき環境を保全しながら、再生可能エネルギー事業の導入を円滑に進める。

第2章

対象事業等について

2 対象事業等について

(1) 対象事業及び事業区域

風力又は太陽光発電設備※1を陸域に設置し、発電する事業を対象とする。

また、風力又は太陽光を電気に変換する設備を設置する土地の範囲について、ゾーニングの区分(保護地域、保全地域、調整地域)を適用し、附属設備を含む事業計画について、合意形成プロセスを適用する。

※1 風力又は太陽光発電設備は、再生可能エネルギー発電設備(再生可能エネルギー源を電気に変換する設備)及びその附属設備(維持・管理用道路、調整池、支持物、配線ケーブル等)とする。

※2 建築物の屋根・壁等に設置する太陽光発電設備の設置は本条例の対象外とする。

- ・ 本県の再生可能エネルギー発電設備の導入状況を踏まえ、風力及び太陽光発電事業を共生条例の対象にすることとし、今後の動向を踏まえながら、必要が認められる場合には、風力及び太陽光以外の再生エネルギー種別も対象とすることを検討する。
- ・ 一般海域及び港湾区域については、現行法令により、既に占用許可基準が定められており、また、漁港区域に関しても、新たな占用許可基準を県が作成したことから、本条例では陸域のみを対象とする。
- ・ 建築物の屋根・壁等に設置する太陽光発電設備については、自然環境等を新たに開発するものではなく、地域住民との環境紛争のリスクが低いことから対象外とする。

2 対象事業等について

(2) 対象発電所の規模要件

【規模要件】

	対象規模要件
風力発電所	500kW以上
太陽光発電所	2,000kW以上

※ 電気事業法第48条第1項の工事計画届出が必要となり、一定規模以上の開発を伴うものを対象とする。
規模要件の考え方は、工事計画届出に記載する発電所出力の考え方を準用する。

※ 風力発電設備を複数設置することにより500kW以上になった発電所も対象とする。

- ・ 条例の対象となる規模要件は、一定規模以上の開発を伴う規模について対象とし、電気事業法の工事計画の届出が必要な規模を参考に、風力発電所(500kW(1基の場合、高さ60m程度))、太陽光発電所(2,000kW(面積3ha程度))とする。

【参考:アセス法及び県アセス条例の規模要件】

アセス法	第1種事業	第2種事業
風力発電所	50,000kW以上	37,500kW以上
太陽光発電所	40,000kW以上	30,000kW以上

県アセス条例	第1種事業	第2種事業
風力発電所	10,000kW以上	7,500kW以上
工場事業場用地造成事業 (太陽光発電所)	50ha以上 (工業専用地域は100ha以上)	50ha以上 (工業専用区域に限る)

第3章

ゾーニングについて

3 ゾーニングについて

(1) ゾーニングの基本的な考え方

ア ゾーニングの区分

県内を保護地域、保全地域、調整地域の3地域に区分する。

なお、保全地域及び調整地域のうち、市町村が設置した地域との共生を図りながら、再エネの導入を促進する区域のうち、知事が認めた区域等を共生区域とする。

区分	地域の概要
調整地域	保護地域、保全地域以外の地域
共生区域	地域との共生を図りながら、再エネの導入を促進する区域 (知事が認定した区域、温対法の促進区域、農山漁村再エネ法の設備整備区域)
保全地域	自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保全する地域 (共生区域となる場合を除き、再生可能エネルギー事業を計画できない地域)
保護地域	自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保護する特別な地域 (再生可能エネルギー事業を計画できない地域) ※事業の実施不可。ただし、国や市町村等が、公益上の目的(災害対策等)で設置する場合であって、他に代替場所がなく、再エネ施設の設置がやむを得ないものなどについては、例外的に認める。

※ 風力又は太陽光発電施設を設置する土地の範囲を事業区域とし、ゾーニングの区分は、事業区域に対して適用する。

3 ゾーニングについて

(1) ゾーニングの基本的な考え方

イ ゾーニングの手法

ゾーニングは、「現代世代が将来世代に引き継ぐべき自然環境、景観、歴史・文化等のエリア」を守るため、県が広域的な視点から、客観的に確認できる現行法令の区域等に基づき設定していくことを基本とする。

具体的には、環境アセスメントデータベース(EADAS)※の収録情報等を参考に、ゾーニングの元となる情報を整理し、保護地域と保全地域の2地域を設定する。

【ゾーニングの考え方】

(1) 法令等により区域境界が明確であり、ゾーニングすることが可能なもの

自然公園区域など、区域境界(稜線界、地番界、工作物界など)が明確にされているものについては、保護地域又は保全地域の設定の対象とする。

(2) 区域境界が不明確であり、ゾーニングするのに適当でないもの

各種調査等により一定の範囲が示されているが、区域境界が明確にされていない動植物等の情報(植生自然度等)などについては、ガイドライン等により明示する。

(3) 場所(サイト)や地点(ポイント)等は設定されているが、詳細な区域(エリア)の設定がなく、ゾーニングするのに適当でないもの。

眺望点(ふるさと眺望点等)や建造物(景観重要建造物等)など、エリアの規定がなく、名称で指定しているものなどについては、ガイドライン等により明示する。

※環境アセスメントデータベース(EADAS)・・・環境省が、再生可能エネルギーの早期導入と適切な環境への配慮の両立を目指し、環境アセスメントに活用できる基礎的な情報を幅広く提供するシステム

3 ゾーニングについて

(1) ゾーニングの基本的な考え方

ウ ガイドラインによる補完

「現代世代が将来世代に引き継ぐべき自然環境、景観、歴史・文化等」のうち、特に、景観、歴史・文化等の地域固有の要素については、現行法令で保全・保護すべき区域等が明確にされていない。

再生可能エネルギー事業の実施に当たっては、「現代世代が将来世代に引き継ぐべき自然環境、景観、歴史・文化等」以外にも、「人の生命や財産の保護、防災」など、事業者において配慮すべき事項が多数存在する。

このため、区域設定が難しい地域固有の要素（自然環境、景観、歴史・文化等）や条例で定めることが難しい事項などをガイドラインとしてとりまとめ、地域との合意形成に向けて、これらの項目に対する配慮を促すことで、条例・規則によるゾーニングを補完する。

「“現在の世代”が“将来の世代”に引き継ぐべき自然環境、景観、歴史・文化等」

「人の生命や財産の保護、防災」など

ゾーニングにより、保護・保全するエリアを明示

合意形成プロセスで個別に地域の合意を得ていく

区域設定が可能な要素

条例・規則で再エネ事業から
守るべきエリアを明示

区域設定が困難な要素

ガイドライン等で地域固有の要素を明示
(ゾーニングを補完)

条例の目的とは異なる要素

ガイドライン等で配慮すべき事項を明示
(共生条例の補完)

3 ゾーニングについて

(2) ゾーニングの設定(保護地域・保全地域)

環境アセスメントデータベース(EADAS)の収録情報等を参考に、保護地域・保全地域の設定対象とするもの(法令等により、土地における区域線の境界が明確であり、ゾーニングが可能なもの)について、次のとおりゾーニング区分の設定を行った。

なお、保護地域と保全地域が重なるエリアでは、保護地域を優先する。

保護地域(案)

- ・ 自然公園区域(国立公園／特別保護、1種、2種、3種)
- ・ 自然公園区域(国定公園／特別保護、1種、2種、3種)
- ・ 自然公園区域(県立自然公園／1種、2種、3種)
- ・ 自然環境保全地域(国指定)(野生保護、特別、普通)
- ・ 自然環境保全地域(県指定)(野生保護、特別、普通)
- ・ ラムサール条約湿地
- ・ 鳥獣保護区(国指定・県指定)(特別保護地区)
- ・ 世界自然遺産(緩衝区域を含む)
- ・ 世界文化遺産(緩衝区域を含む)
- ・ 国指定文化財等(史跡、名勝、天然記念物)
- ・ 都道府県指定文化財(史跡、名勝、天然記念物)
- ・ 保護林
- ・ 緑の回廊

保全地域(案)

- ・ 自然公園区域(国立公園／普通)
- ・ 自然公園区域(国定公園／普通)
- ・ 自然公園区域(県立自然公園／普通)
- ・ 県開発規制地域(県指定)
- ・ 県緑地保全地域(県指定)
- ・ 鳥獣保護区(特別保護地区を除く)
- ・ 保安林(保安施設地区を含む)
- ・ 国有林
(保安林、保安施設地区、保護林、緑の回廊を除く)
- ・ 地域森林計画対象森林
(保安林、保安施設地区を除く)
- ・ ふるさとの森と川と海保全地域

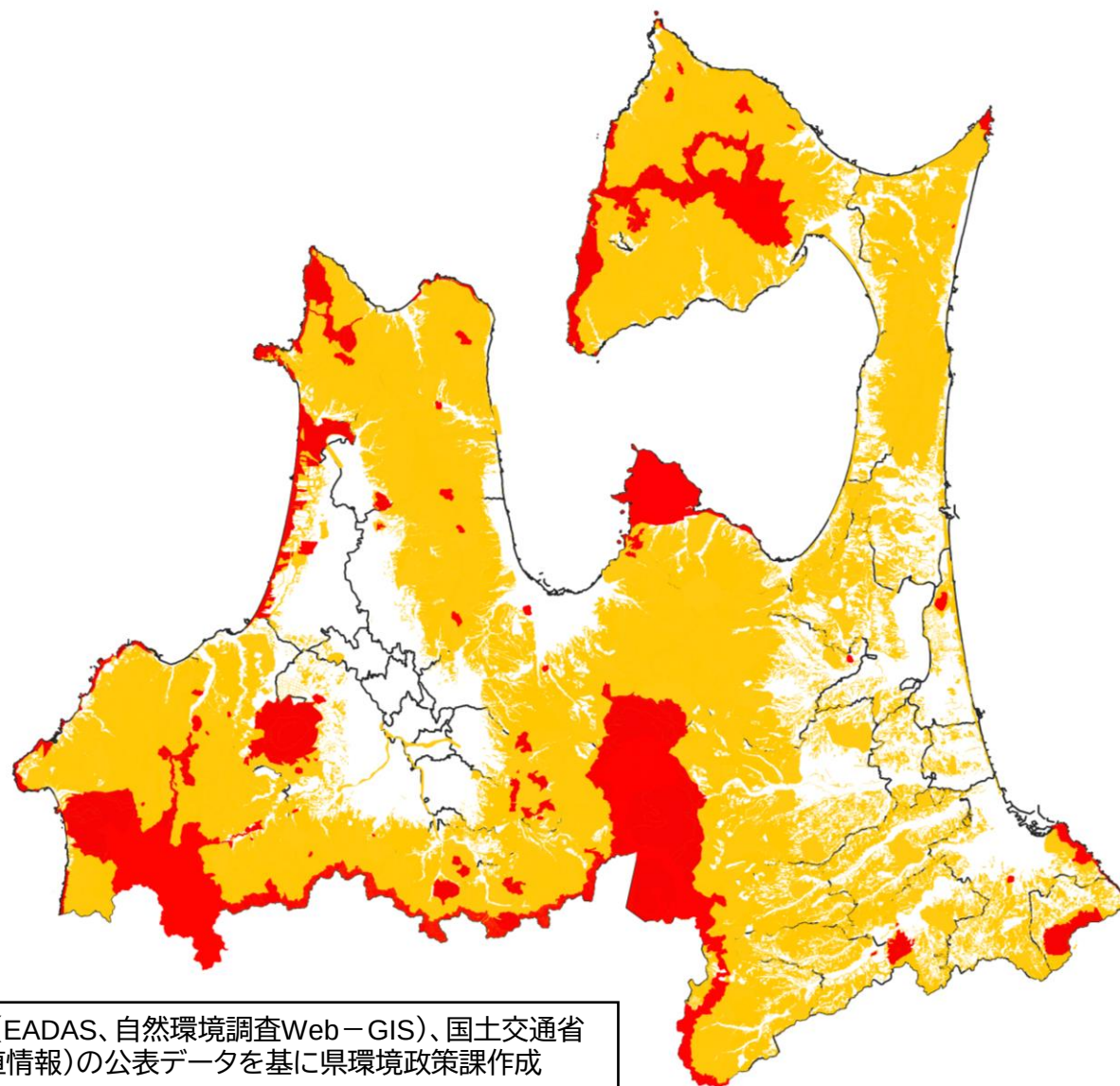
3 ゾーニングについて

保護地域

- 自然公園区域(国立公園／特別保護、1種、2種、3種)
- 自然公園区域(国定公園／特別保護、1種、2種、3種)
- 自然公園区域(県立自然公園／1種、2種、3種)
- 自然環境保全地域(国指定)(野生保護、特別、普通)
- 自然環境保全地域(県指定)(野生保護、特別、普通)
- ラムサール条約湿地
- 鳥獣保護区(国指定・県指定)(特別保護地区)
- 世界自然遺産(緩衝区域を含む)
- 世界文化遺産(緩衝区域を含む)
- 保護林
- 緑の回廊
- 都道府県指定文化財(史跡、名勝、天然記念物)
- 国指定文化財等(史跡、名勝、天然記念物)

保全地域

- 自然公園区域(国立公園／普通)
- 自然公園区域(国定公園／普通)
- 自然公園区域(県立自然公園／普通)
- 鳥獣保護区(国指定・県指定)(特別保護地区を除く)
- 保安林(保安施設地区を含む)
- 国有林
(保安林、保安施設地区、保護林、緑の回廊を除く)
- 地域森林計画対象民有林(保安林、保安施設地区を除く)
- 県開発規制地域(県指定)
- 県緑地保全地域(県指定)
- ◎ ふるさとの森と川と海保全地域



※ 環境省(EADAS、自然環境調査Web-GIS)、国土交通省(国土数値情報)の公表データを基に県環境政策課作成

※「●」について、一部の文化財(史跡、名勝、天然記念物)については、マップに表示していない。

※「◎」について、GISデータを手に入れないため、マップに表示していない。

3 ゾーニングについて

(3) ゾーニングの設定(共生区域)

保全地域又は調整地域のうち、市町村が再エネとの共生又は促進を図るために設定した区域については、市町村からの認定申請により、県が共生区域として認定する。

既存の制度を活用し、温対法の促進区域、農山漁村再エネ法の設備整備区域については、県に届出することで共生区域とする。

なお、市町村が地域との共生又は再エネの促進を図ろうする区域、温対法又は農山漁村再エネ法の区域を見直した場合には、共生区域の認定を変更又は取消しする。

共生区域(案)

- ① 市町村が再エネとの共生又は促進を図るために設定した区域のうち、知事が認めた区域
- ② 地球温暖化対策法(温対法)の促進区域
- ③ 農山漁村再エネ法の設備整備区域



共生区域の一部又は全部において、要件を満たさなくなった場合には、共生区域の認定を変更又は取消しする。

第4章

合意形成プロセスについて

4 合意形成プロセスについて

(1) 合意形成手続の考え方

立案段階のできる限り早期に、地域に対して概要を説明する機会を創出し、地域のメリットを明確にしながら、自然環境及び地域が守るべき地域固有の景観、歴史・文化等に配慮した事業計画の作成を促すことで、地域と事業者との合意形成を図る。また、現行の環境影響評価手続を活用し、一体的に運用する。

(2) 合意形成プロセスの案(全体イメージ) ※環境影響評価対象事業の場合

新

ア 環境影響評価手続前

・住民との意見交換会の開催
(再エネ特措法と併催可)

・事業計画に対する県や地域の
意見を通知(県⇒事業者)

意見交換会や市町村における
「地域の守るべき環境」等を事
業者へ通知し、今後の事業計画
への反映・見直しを求める。

現

環境影響評価手続(現行)

環境アセスメント

配慮書

方法書

準備書

評価書

FIT/FIP認定

・住民説明会(方法書・準備書)
・知事意見の提出(配慮書～準備書)

現行の環境影響評価制度により、
地域の意見を事業計画に反映する
よう、引き続き、国(事業者)に知事
意見として通知する。

新

イ 環境影響評価手続後

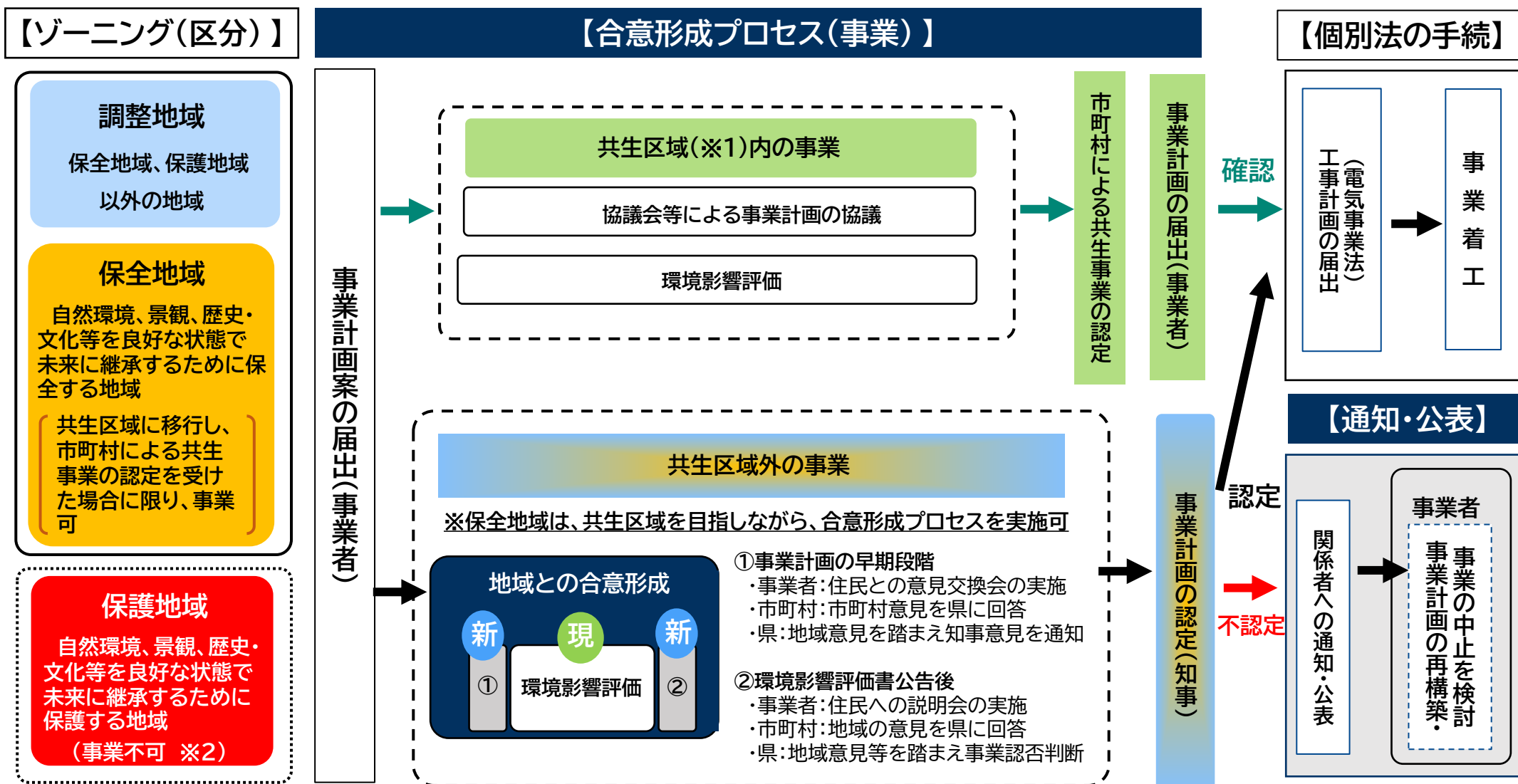
・住民との説明会の開催
(再エネ特措法と併催可)

・事業者に対して、事業認否の判断
を通知(県⇒事業者)

現行の環境影響評価制度では、
県や市町村等が評価書(最終事業
計画)に対する意見を述べる機会
がないため、その機会を創設。
合意形成が図られていない場合
には、事業の再構築等を求める。

4 合意形成プロセスについて

(3) 共生条例全体のイメージ



※1 知事が認定した区域、温対法に基づく促進地域、農山漁村再工ネ法に基づく設備整備計画区域

※2 国や市町村等が、公益上の目的(災害対策等)で設置する場合であって、他に代替場所がなく、再工ネ施設の設置がやむを得ないものなどについては、例外的に認める。

第5章

実効性の担保について

5 実効性の担保について

(1) 実効性を担保するための手法

ア 事業者への勧告等

事業者が条例による認定手続を行わなかった場合、虚偽の認定手続を行った場合、又は、不認定のまま事業計画を進めようとする場合等には、勧告等の行政指導を行う。

イ 不認定事業者の公表

認定・不認定の結果については、県のホームページで公表し、地域との共生が図られた事業であるかどうかを明らかにする。

ウ 許認可権者への通知

不認定を受けた場合には、再エネ特措法・電気事業法等の許認可権者に対して、当該事業が、共生条例に基づき、地域との共生が図られていない事業であることを明確にし、許認可等の際、そのことを踏まえて判断してもらう。

※【再エネ特措法・FIT/FIP認定基準】

発電事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令(条例を含む)の規定を遵守するものであること。

エ 罰則の設定

認定を受けずに事業を行った場合、合意形成プロセスを適正に行わなかった場合等には、行政罰(過料)を設定する。

オ 再生可能エネルギーに係る新税の創設

共生条例と一体となって、その政策効果・実効性を高めるための手法として、税を活用する。

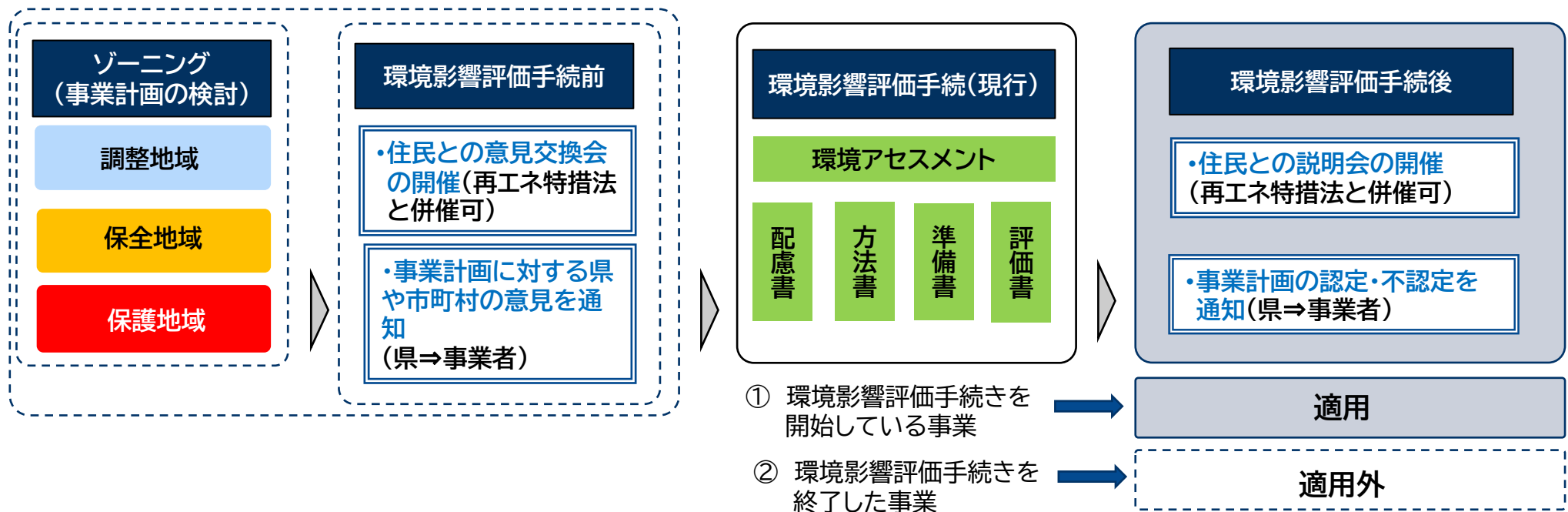
第6章

その他

6 その他

(1)経過措置(計画中の事業の取り扱い ※環境影響評価対象事業)

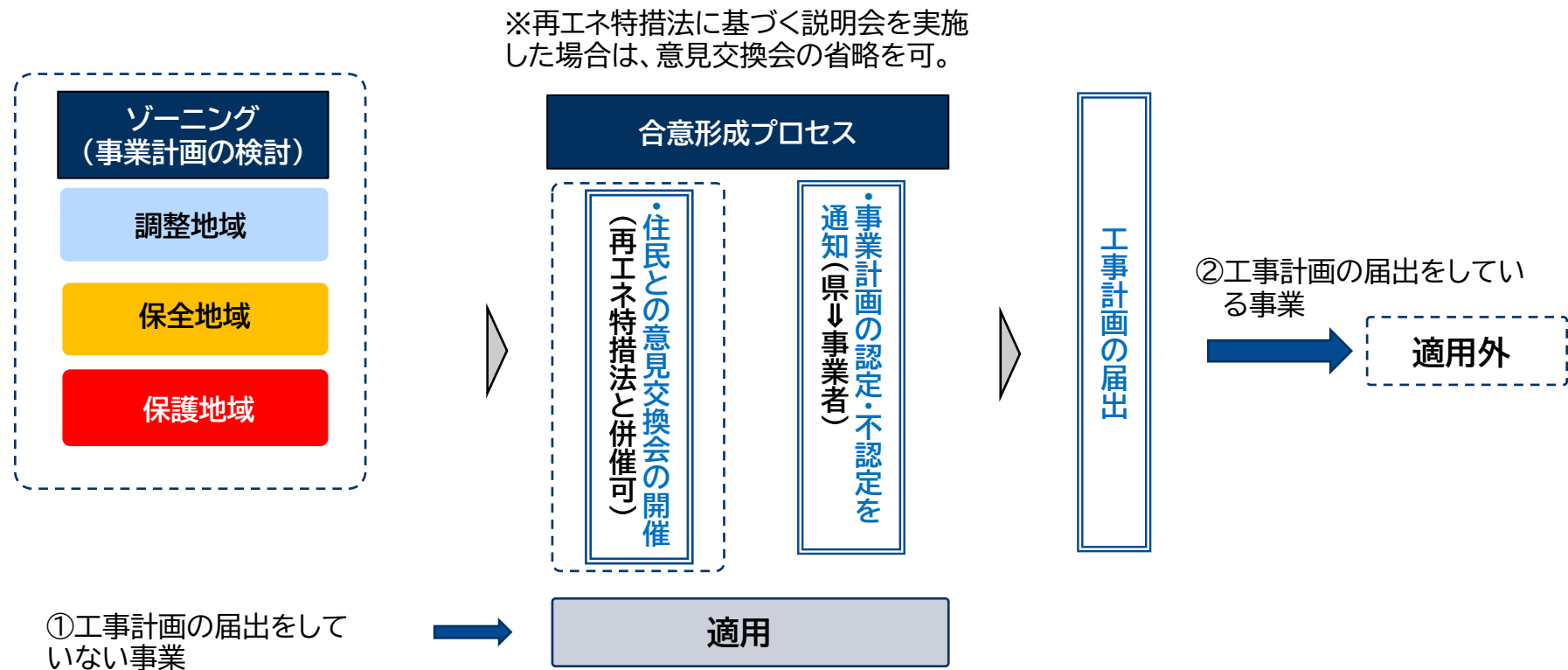
- ① 条例施行時点において、環境影響評価手続きを開始している事業については、環境影響評価手続後の合意形成プロセスのみ適用する。
- ② 条例施行時点において、環境影響評価書の公告を開始している事業については、条例の適用外とする。



6 その他

(2)経過措置(計画中の事業の取り扱い ※環境影響評価対象外事業)

- ① 条例施行時点において、工事計画の届出をしていない事業については、合意形成プロセスを適用する。
- ② 条例施行時点において、工事計画の届出をしている事業については、条例の適用外とする。



6 その他

(3)県・市町村等の役割について

ア 県の役割

- ・ 広域的な観点からゾーニング
- ・ 市町村の意見を踏まえた事業計画の認定・不認定
- ・ 合意形成手続に係る市町村支援(ガイドライン作成等)
- ・ 温対法に基づく促進区域設定及び実行計画策定等に係る市町村支援(市町村協議会への参画、ガイドライン作成等)
- ・ 共生条例に係る事業者への周知及び事業者向けガイドラインの作成等
- ・ 共生条例に係る県民への周知
- ・ その他、自然・地域と共生した再エネ導入促進のための総合的施策の推進。

イ 市町村の役割

- ・ 地域の視点からの(地域固有の要素を踏まえた)個別事業計画に対する意見
- ・ 温対法に基づく促進区域の設定及び実行計画の策定等地域脱炭素促進制度の活用による再エネ導入促進
- ・ その他、自然・地域と共生した再エネ導入促進のための施策の推進。

ウ 事業者の役割

- ・ 自然環境、景観、歴史・文化等と共生に配慮した事業計画の構築
- ・ 地域に対する事業情報の開示
- ・ その他、自然・地域と共生した再エネ導入促進のための施策への協力

エ 県民の役割

- ・ 再生可能エネルギー事業の必要性に係る理解促進
- ・ 協議会、説明会等への参加

ゾーニングの設定について

1 ゾーニングの区分

区分	地域の概要
調整地域	保護地域、保全地域以外の地域
共生区域	地域との共生を図りながら、再エネの導入を促進する区域 (知事が認定した区域、温対法の促進区域、農山漁村再エネ法の設備整備区域)
保全地域	自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保全する地域 (共生区域となる場合を除き、再生可能エネルギー事業を計画できない地域)
保護地域	自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保護する特別な地域 (再生可能エネルギー事業を計画できない地域) ※事業の実施不可。ただし、国や市町村等が、公益上の目的(災害対策等)で設置する場合であって、他に代替場所がなく、再エネ施設の設置がやむを得ないものなどについては、例外的に認める。

※ ゾーニングの対象となる施設は、再生可能エネルギー発電設備(再生可能エネルギー源を電気に変換する設備)とする。

2 ゾーニングの手法

ゾーニングは、「現代世代が将来世代に引き継ぐべき自然環境、景観、歴史・文化等のエリア」を守るため、県が広域的な視点から、客観的に確認できる現行法令の区域等に基づき設定していくことを基本とする。

具体的には、環境アセスメントデータベース(EADAS)※の収録情報等を参考に、ゾーニングの元となる情報を整理し、保護地域と保全地域の2地域を設定する。

また、条例・規則において区域設定することが難しいものについては、ガイドライン等に明示し、事業計画の際、あらかじめ配慮を求めることとする。

【ゾーニングの考え方】

(1) 法令等により区域境界が明確であり、ゾーニングすることが可能なもの

自然公園区域など、区域境界(稜線界、地番界、工作物界など)が明確にされているものについては、保護地域又は保全地域の設定の対象とする。

(2) 区域境界が不明確であり、ゾーニングするのに適当でないもの

各種調査等により一定の範囲が示されているが、区域境界が明確にされていない動植物等の情報(植生自然度等)などについては、ガイドライン等により明示する。

(3) 場所(サイト)や地点(ポイント)等は設定されているが、詳細な区域(エリア)の設定がなく、ゾーニングするのに適当でないもの。

眺望点(ふるさと眺望点等)や建造物(景観重要建造物等)など、エリアの規定がなく、名称で指定しているものなどについては、ガイドライン等により明示する。

※環境アセスメントデータベース(EADAS)・・・環境省が、再生可能エネルギーの早期導入と適切な環境への配慮の両立を目指し、環境アセスメントに活用できる基礎的な情報を幅広く提供するシステム

3 ゾーニング情報の整理

環境アセスメントデータベース(EADAS)の収録情報等を参考に、ゾーニングの元となる情報を、「(1) 法令等により範囲が明確であり、区域設定が可能なもの」(保護地域又は保全地域の設定の対象とするもの)、「(2) 条例等において区域設定することが難しいもの」(ガイドライン等により明示するもの)に整理した。

(1) 法令等により範囲が明確であり、区域設定が可能なもの

【自然環境】

- 自然公園区域(国立公園／特別保護、1種、2種、3種、普通)
- 自然公園区域(国定公園／特別保護、1種、2種、3種、普通)
- 自然公園区域(県立自然公園／1種、2種、3種、普通)
- 自然環境保全地域(国指定)(野生保護、特別、普通)
- 自然環境保全地域(県指定)(野生保護、特別、普通)
- ラムサール条約湿地
- 鳥獣保護区(国指定・県指定)
(特別保護地区、特別保護地区を除く地区)
- 世界自然遺産(緩衝区域を含む)
- 開発規制地域(県指定)
- 県緑地保全地域(県指定)
- ふるさとの森と川と海保全地域
- 保安林(保安施設地区を含む)
- 国有林(保安林、保安施設地区、保護林、緑の回廊を除く)
- 地域森林計画対象民有林(保安林、保安施設地区を除く)
- 保護林
- 緑の回廊

【歴史・文化等】

- 国指定文化財等(史跡、名勝、天然記念物)
- 都道府県指定文化財(史跡、名勝、天然記念物)
- 世界文化遺産(緩衝区域を含む)

<参考>

【自然環境】

- 自然環境保全地域(国指定)(原生(県内なし))
- 近郊緑地保全区域(県内なし)
- 鳥獣保護区(国指定・県指定)
(特別保護指定区域(県内なし))
- 生息地等保護区(県内なし)
- 自然再生事業実施地域(県内なし)

【景観】

- 景観地区・準景観地区(県内なし)
- 歴史的風土保存区域(県内なし)

【歴史・文化等】

- 重要文化的景観(県内なし)

3 ゾーニング情報の整理

(2) 一定の区域(エリア)は設定されているが、詳細な区域(エリア)を特定できず、ゾーニングするのに適当ではないもの

【自然環境】

(注目すべき生息地)

- 生物多様性保全上重要な里地里山
- 重要野鳥生息地(IBA)
- 生物多様性重要地域(KBA、KBA保護区域)
- 昆虫類の多様性保護のための重要地域

(植生)

- 現存植生図(縮尺1/2.5万)
- 現存植生図(縮尺1/2.5万)整備済みメッシュ
- 現存植生図(縮尺1/5万)

(植生)

- 植生自然度図
- 植生自然度図(自然度9、10)

(植物の状況)

- 絶滅危惧種(植物)の分布情報
- 特定植物群落

(動物(陸域)の状況)

- 中大型哺乳類分布情報
- 要注意鳥獣生息分布情報

(動物(陸域)の状況)

- コウモリ洞分布
- コウモリ生息情報
- コウモリ分布
- イヌワシ・クマタカ生息分布
- オオワシ・オジロワシ生息分布
- 渡りをするタカ類集結地
- ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地

【景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況】

- 世界ジオパーク・日本ジオパーク

(3) 場所(サイト)や地点(ポイント)等は設定されているが、詳細な区域(エリア)の設定がなく、ゾーニングするのに適当でないもの。

【注目すべき生息地】

- 生物多様性の観点から重要度の高い湿地
- シギ・チドリ類モニタリングサイト1000

【植物の状況】

- 巨樹・巨木林

【景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況】

- 自然景観資源
- 観光資源

【景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況】

- 国立公園の利用施設計画
- 国定公園の利用施設計画
- 都道府県立自然公園の利用施設計画
- キャンプ場
- 長距離自然歩道
- 海水浴場・潮干狩り場
- 海が見える主要な眺望点
- マリンスポーツ・レジャー
- 藻場・干潟・サンゴ礁の保全活動組織
- 水産資源に関する情報を有する組織・機関

●スカイスポーツ

- 天文台
- 残したい日本の音風景100選
- 快水浴場百選
- 水源の森百選
- 白砂青松100選
- 美しい日本のむら景観百選
- 日本100名城
- 日本の夕陽百選
- 日本の歴史公園100選
- さくら名所地形

4 ゾーニングの設定(案)

環境アセスメントデータベース(EADAS)の収録情報等を参考に、保護地域・保全地域の設定対象とするもの(法令等により、土地における区域線の境界が明確であり、ゾーニングが可能なもの)について、次のとおりゾーニング区分の設定を行った。

なお、保護地域と保全地域が重なるエリアでは、保護地域を優先する。

保護地域(案)

- ・ 自然公園区域(国立公園／特別保護、1種、2種、3種)
- ・ 自然公園区域(国定公園／特別保護、1種、2種、3種)
- ・ 自然公園区域(県立自然公園／1種、2種、3種)
- ・ 自然環境保全地域(国指定)(野生保護、特別、普通)
- ・ 自然環境保全地域(県指定)(野生保護、特別、普通)
- ・ ラムサール条約湿地
- ・ 鳥獣保護区(国指定・県指定)(特別保護地区)
- ・ 世界自然遺産(緩衝区域を含む)
- ・ 世界文化遺産(緩衝区域を含む)
- ・ 国指定文化財等(史跡、名勝、天然記念物)
- ・ 都道府県指定文化財(史跡、名勝、天然記念物)
- ・ 保護林
- ・ 緑の回廊

保全地域(案)

- ・ 自然公園区域(国立公園／普通)
- ・ 自然公園区域(国定公園／普通)
- ・ 自然公園区域(県立自然公園／普通)
- ・ 県開発規制地域(県指定)
- ・ 県緑地保全地域(県指定)
- ・ 鳥獣保護区(特別保護地区を除く)
- ・ 保安林(保安施設地区を含む)
- ・ 国有林
(保安林、保安施設地区、保護林、緑の回廊を除く)
- ・ 地域森林計画対象森林
(保安林、保安施設地区を除く)
- ・ ふるさとの森と川と海保全地域

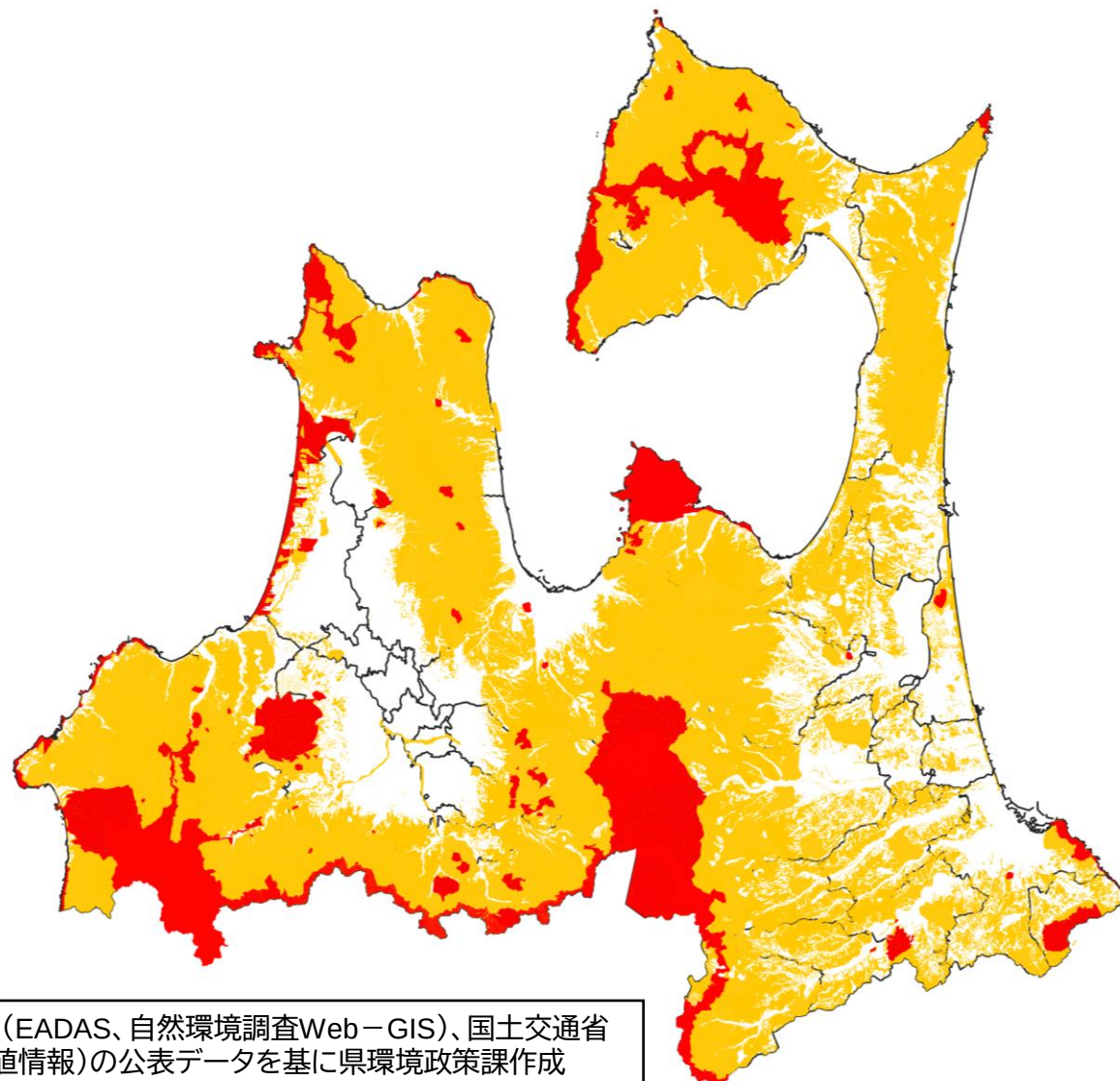
5 ゾーニングマップ(案)

保護地域

- 自然公園区域(国立公園／特別保護、1種、2種、3種)
- 自然公園区域(国定公園／特別保護、1種、2種、3種)
- 自然公園区域(県立自然公園／1種、2種、3種)
- 自然環境保全地域(国指定)(野生保護、特別、普通)
- 自然環境保全地域(県指定)(野生保護、特別、普通)
- ラムサール条約湿地
- 鳥獣保護区(国指定・県指定)(特別保護地区)
- 世界自然遺産(緩衝区域を含む)
- 世界文化遺産(緩衝区域を含む)
- 保護林
- 緑の回廊
- 都道府県指定文化財(史跡、名勝、天然記念物)
- 国指定文化財等(史跡、名勝、天然記念物)

保全地域

- 自然公園区域(国立公園／普通)
- 自然公園区域(国定公園／普通)
- 自然公園区域(県立自然公園／普通)
- 鳥獣保護区(国指定・県指定)(特別保護地区を除く)
- 保安林(保安施設地区を含む)
- 国有林
- (保安林、保安施設地区、保護林、緑の回廊を除く)
- 地域森林計画対象民有林 (保安林、保安施設地区を除く)
- 県開発規制地域(県指定)
- 県緑地保全地域(県指定)
- ◎ ふるさとの森と川と海保全地域



※ 環境省(EADAS、自然環境調査Web-GIS)、国土交通省(国土数値情報)の公表データを基に県環境政策課作成

※「●」について、一部の文化財(史跡、名勝、天然記念物)については、マップに表示していない。

※「◎」について、GISデータを手に入れないため、マップに表示していない。

6 共生区域について

保全地域又は調整地域のうち、市町村が地域との共生又は再エネの促進を図ろうする区域については、市町村からの認定申請により、県が共生区域として認定する。

既存の制度を活用し、温対法の促進区域、農山漁村再エネ法の設備整備区域については、県に届出することで共生区域とする。

なお、市町村が地域との共生又は再エネの促進を図ろうする区域、温対法又は農山漁村再エネ法の区域を見直した場合には、共生区域の認定を変更又は取消しする。

共生区域(案)

- ① 市町村が再エネとの共生又は促進を図るために設定した区域のうち、知事が認めた区域
- ② 地球温暖化対策法(温対法)の促進区域
- ③ 農山漁村再エネ法の設備整備区域



共生区域の一部又は全部において、要件を満たさなくなった場合には、共生区域の認定を変更又は取消しする。

7 共生区域設定のための協議会等について

①

協議会等の設置

- ・ ガイドラインに基づく協議会
- ・ 温対法、農山漁村再エネ法に基づく協議会

<設置主体>

原則として、市町村とする。
(複数市町村に跨る場合には、県との共同設置も可)

<構成員の例>

計画策定市町村内の関係部局(許可権者等を除く)
県関係課
国等の関係機関(地方環境事務所等)(許可権者等を除く)
学識経験者(再エネ、自然環境、気候変動、地域活性化等)
共生区域内で事業を実施しようとする事業者

地域コミュニティの代表者(自治会長等)
産業団体(農林漁業、観光等)
環境保全団体
許可権者等(オブザーバー)など

【Ⅰ 区域の検討】

②

協議会による共生区域の協議

③

市町村による共生区域の設定

- ・ 市町村が定めた区域
- ・ 温対法に基づく地域脱炭素化促進区域
- ・ 農山漁村再エネ法に基づく設備整備区域

県に認定申請(届出)

④

県による共生区域の認定

第三者機関の意見等を踏まえ、知事が認定した場合に、共生区域となる。

※温対法、農山漁村再エネ法の区域は、届出のみで共生区域となる。

【Ⅱ 事業の検討】

⑤

協議会による事業計画の協議

合意形成可

合意形成不可

⑥

市町村による共生事業の決定

- ・ 共生区域内における共生事業
- ・ 温対法に基づく地域脱炭素化促進事業
- ・ 農山漁村再エネ法に基づく設備整備計画

県に届出

⑦

合意形成プロセスの終了

県が市町村からの届出を受理した時点において、合意形成が図られたものと判断し、合意形成プロセスが終了となる。

⑥'

市町村による事業計画の不採択

共生区域内の事業ではあるが、事業計画等の調整がつかず、共生事業として市町村が不採択とした場合

県に届出

⑦'

県による共生区域の取消し

共生区域の取消しを受けた後、事業者が当該事業を継続しようとする場合には、合意形成プロセスをやり直す必要がある。

合意形成プロセスについて

1 合意形成プロセスの考え方

立案段階のできる限り早期に、地域に対して概要を説明する機会を創出し、地域のメリットを明確にしながら、自然環境及び地域が守るべき地域固有の景観、歴史・文化等に配慮した事業計画の作成を促すことで、地域と事業者との合意形成を図る。また、現行の環境影響評価手続を活用し、一体的に運用する。

2 合意形成プロセス(基本イメージ)

※環境影響評価対象事業の場合

新

ア 環境影響評価手続前

・住民との意見交換会の開催
(再エネ特措法と併催可)

・事業計画に対する県や地域の
意見を通知(県⇒事業者)

意見交換会や市町村における
「地域の守るべき環境」等を事
業者へ通知し、今後の事業計画
への反映・見直しを求める。

現

環境影響評価手続(現行)

環境アセスメント

配慮書

方法書

準備書

評価書

FIT/FIP認定

・住民説明会(方法書・準備書)
・知事意見の提出(配慮書～準備書)

現行の環境影響評価制度により、
地域の意見を事業計画に反映する
よう、引き続き、国(事業者)に知事
意見として通知する。

新

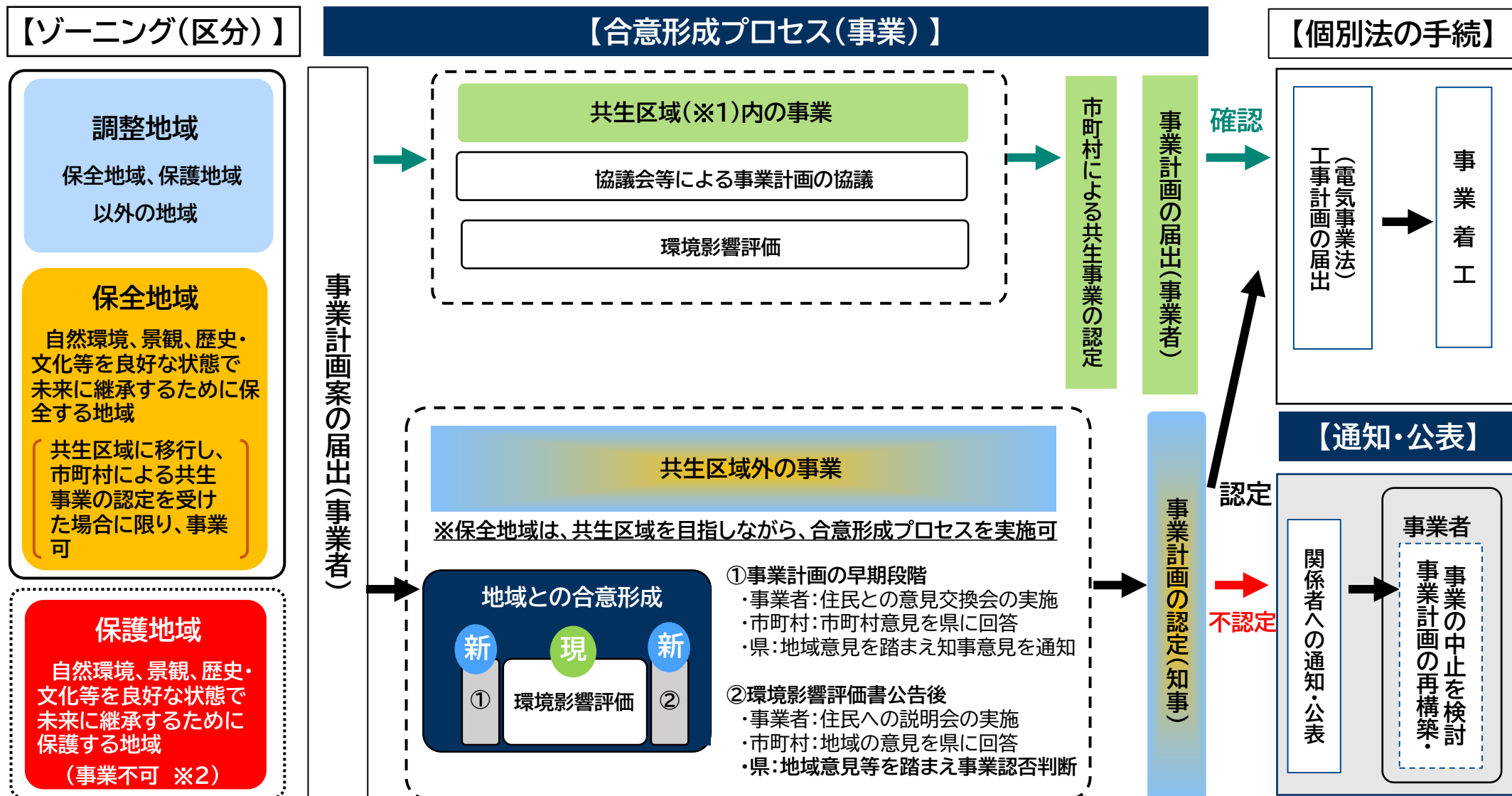
イ 環境影響評価手続後

・住民との説明会の開催
(再エネ特措法と併催可)

・事業者に対して、事業認否の判断
を通知(県⇒事業者)

現行の環境影響評価制度では、
県や市町村等が評価書(最終事業
計画)に対する意見を述べる機会
がないため、その機会を創設。
合意形成が図られていない場合
には、事業の再構築等を求める。

3 合意形成プロセス(全体のイメージ)

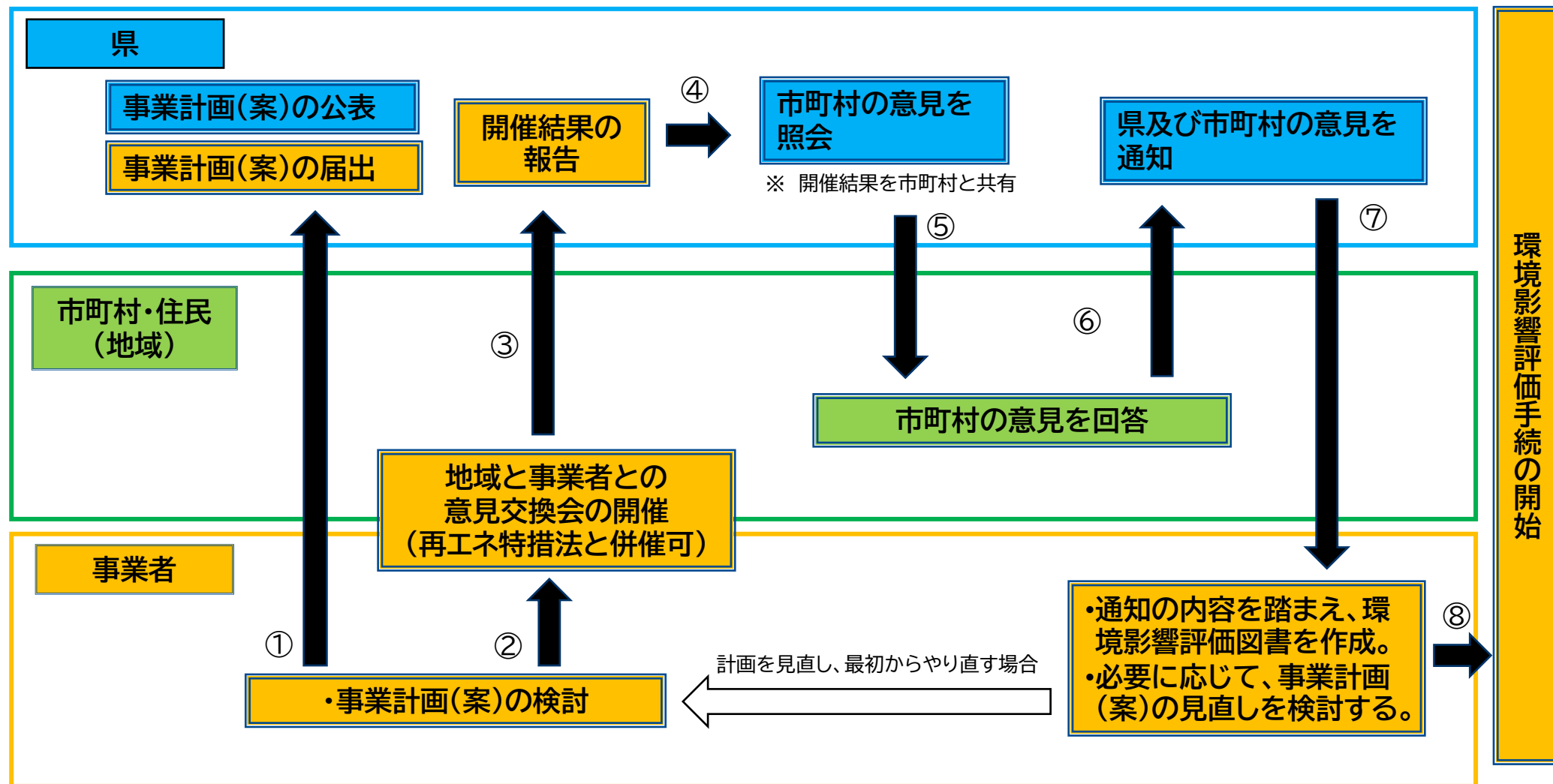


※1 知事が認定した区域、温対法に基づく促進地域、農山漁村再工ネ法に基づく設備整備計画区域

※2 国や市町村等が、公益上の目的(災害対策等)で設置する場合であって、他に代替場所がなく、再工ネ施設の設置がやむを得ないものなどについては、例外的に認める。

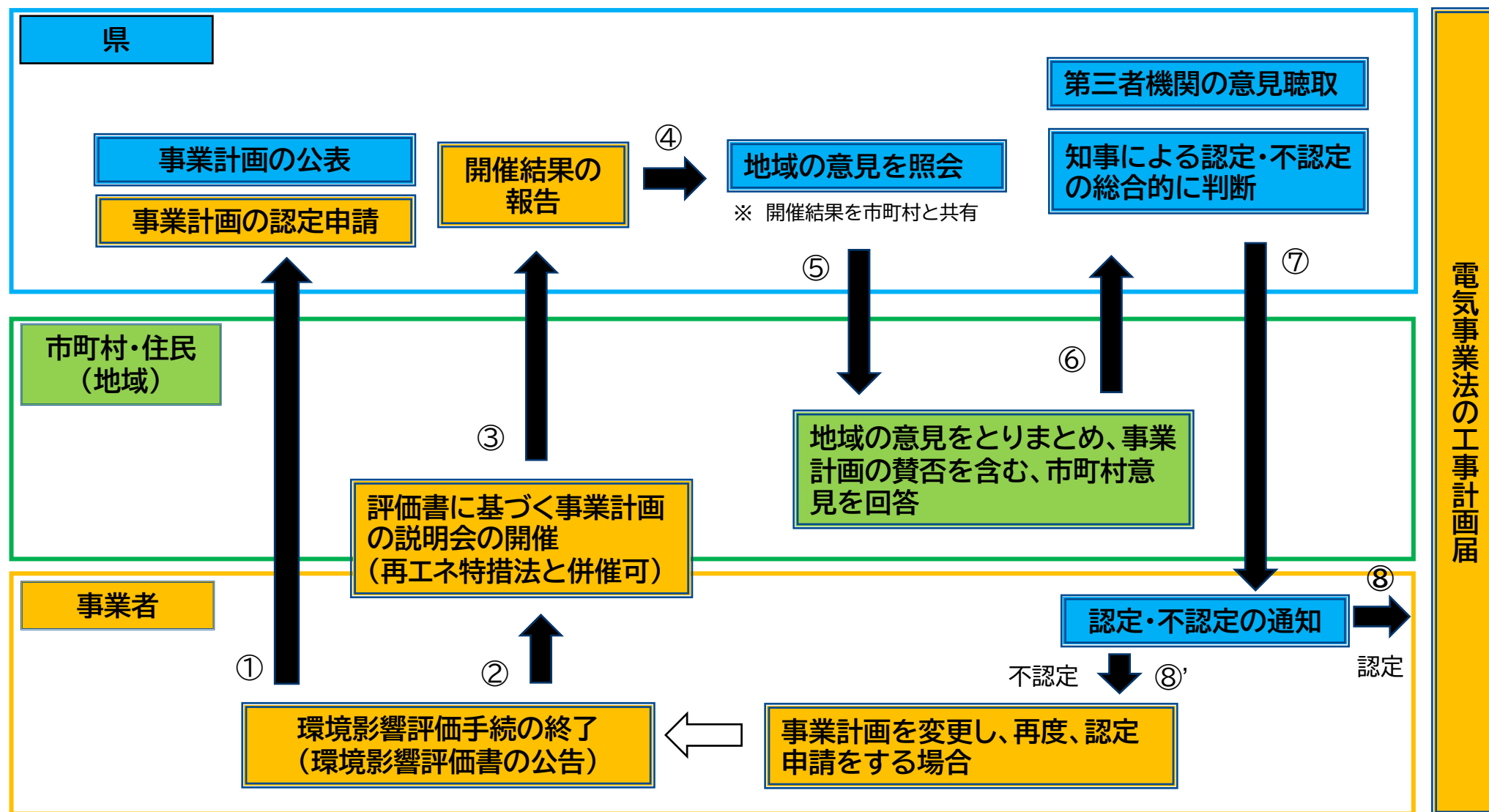
4 合意形成プロセス(詳細フロー)

環境影響評価手続前(共生区域外)



4 合意形成プロセス(詳細フロー)

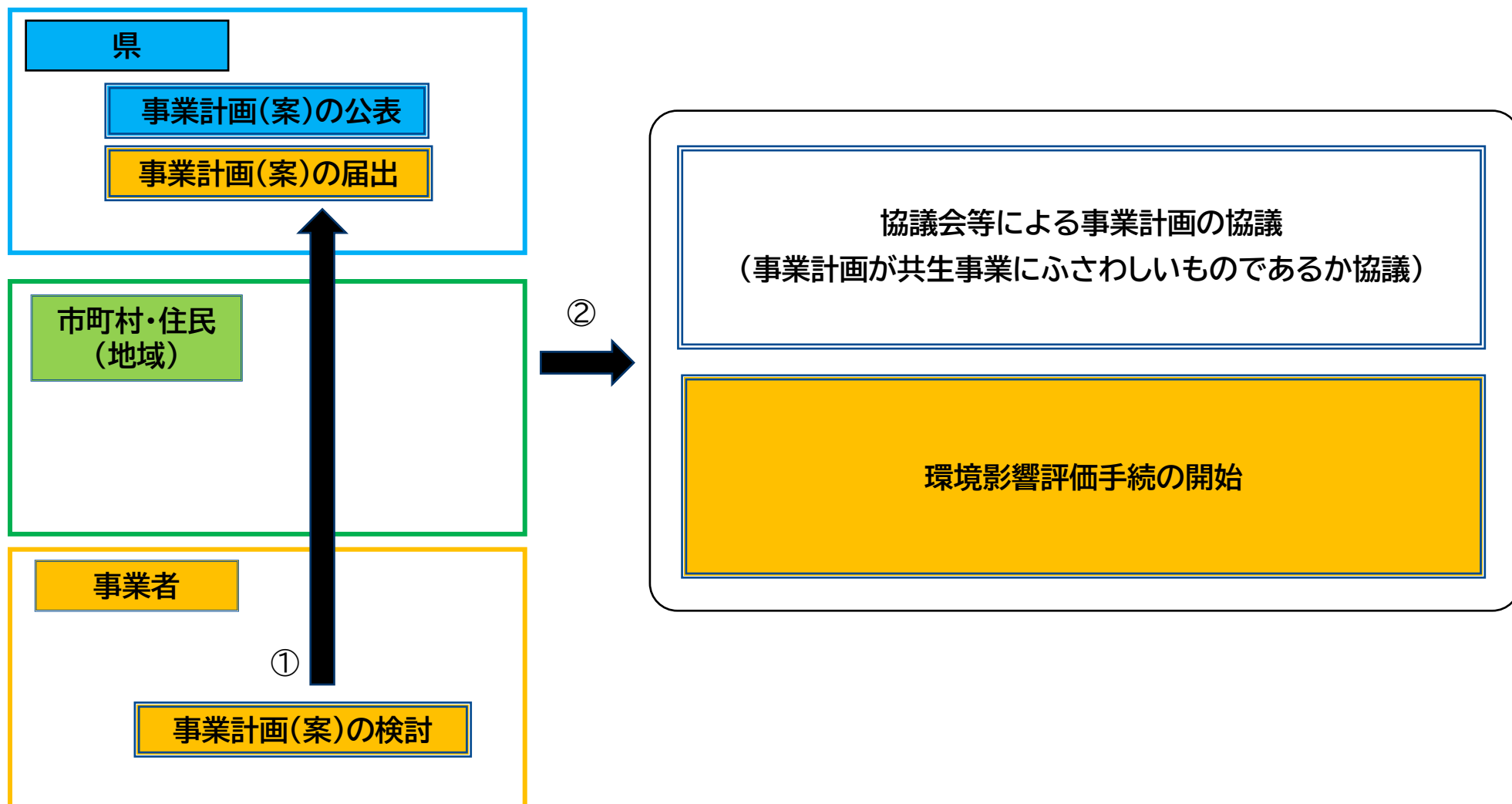
環境影響評価手続後(共生区域外)



※共生区域内の事業は、本プロセスを省略することができるが、途中で共生区域の認定を取り消された場合において、当該事業を継続しようとする場合には、改めて本プロセスを実施する必要がある。

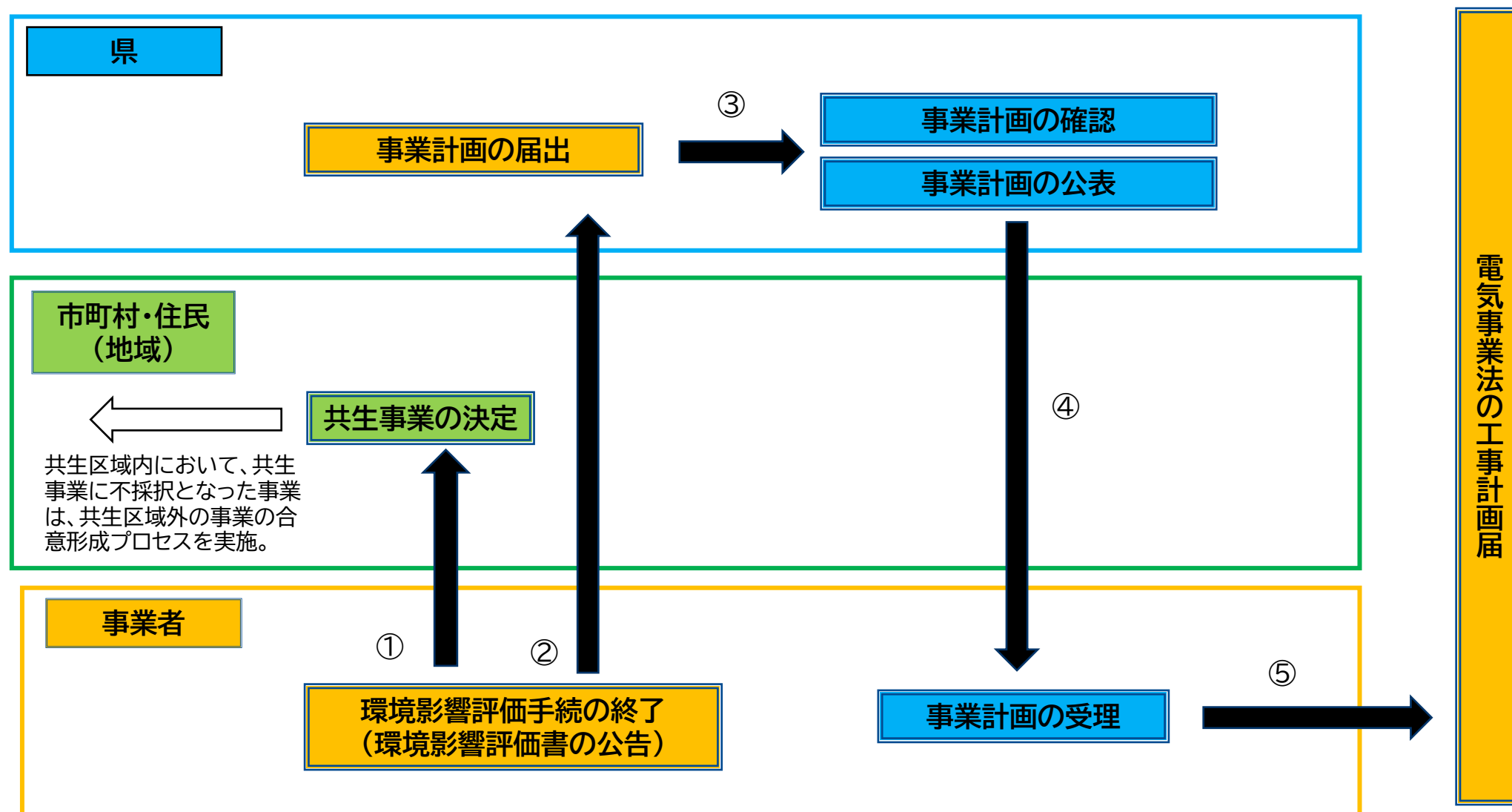
4 合意形成プロセス(詳細フロー)

環境影響評価手続前(共生区域)



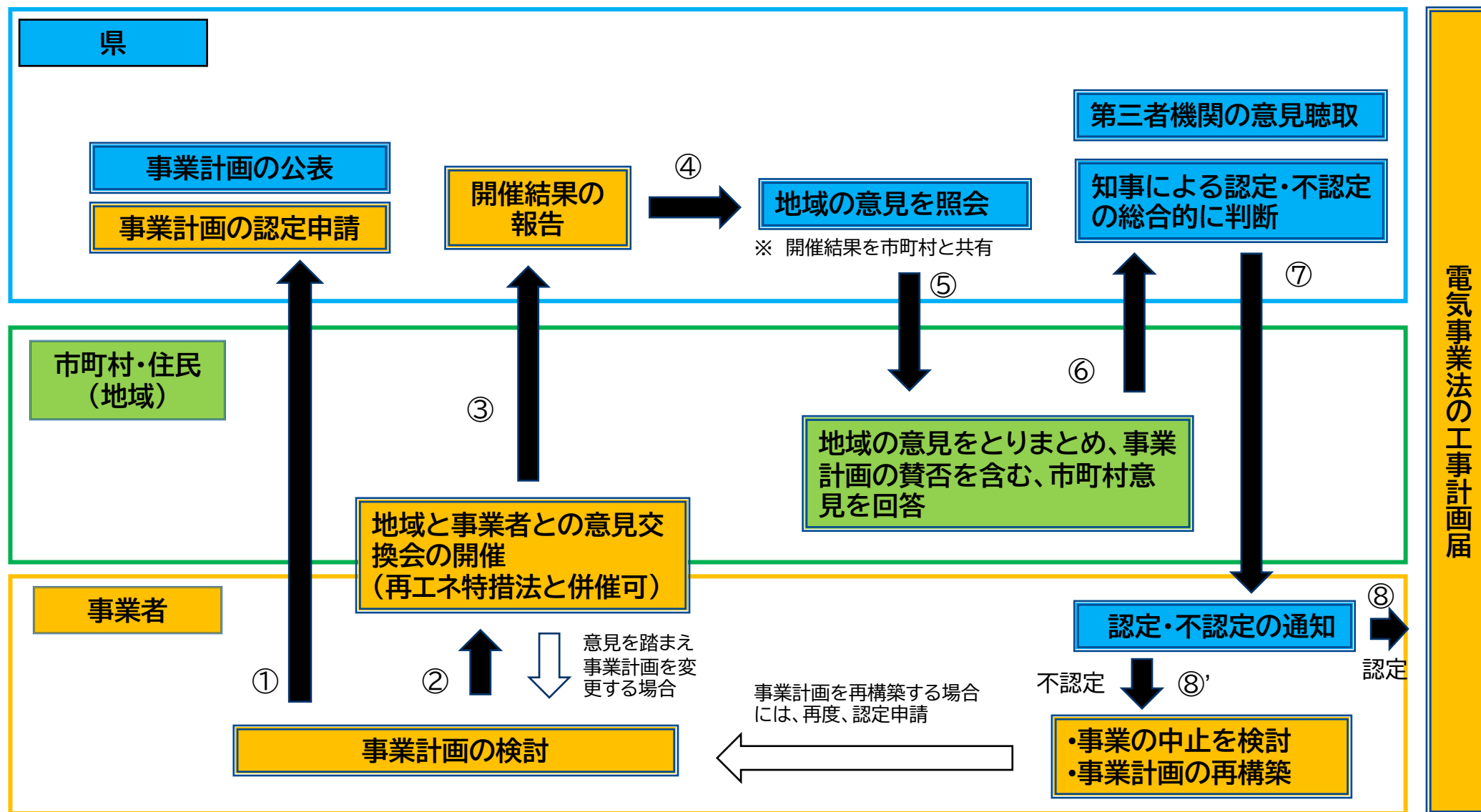
4 合意形成プロセス(詳細フロー)

環境影響評価手続後(共生区域)



4 合意形成プロセス(詳細フロー)

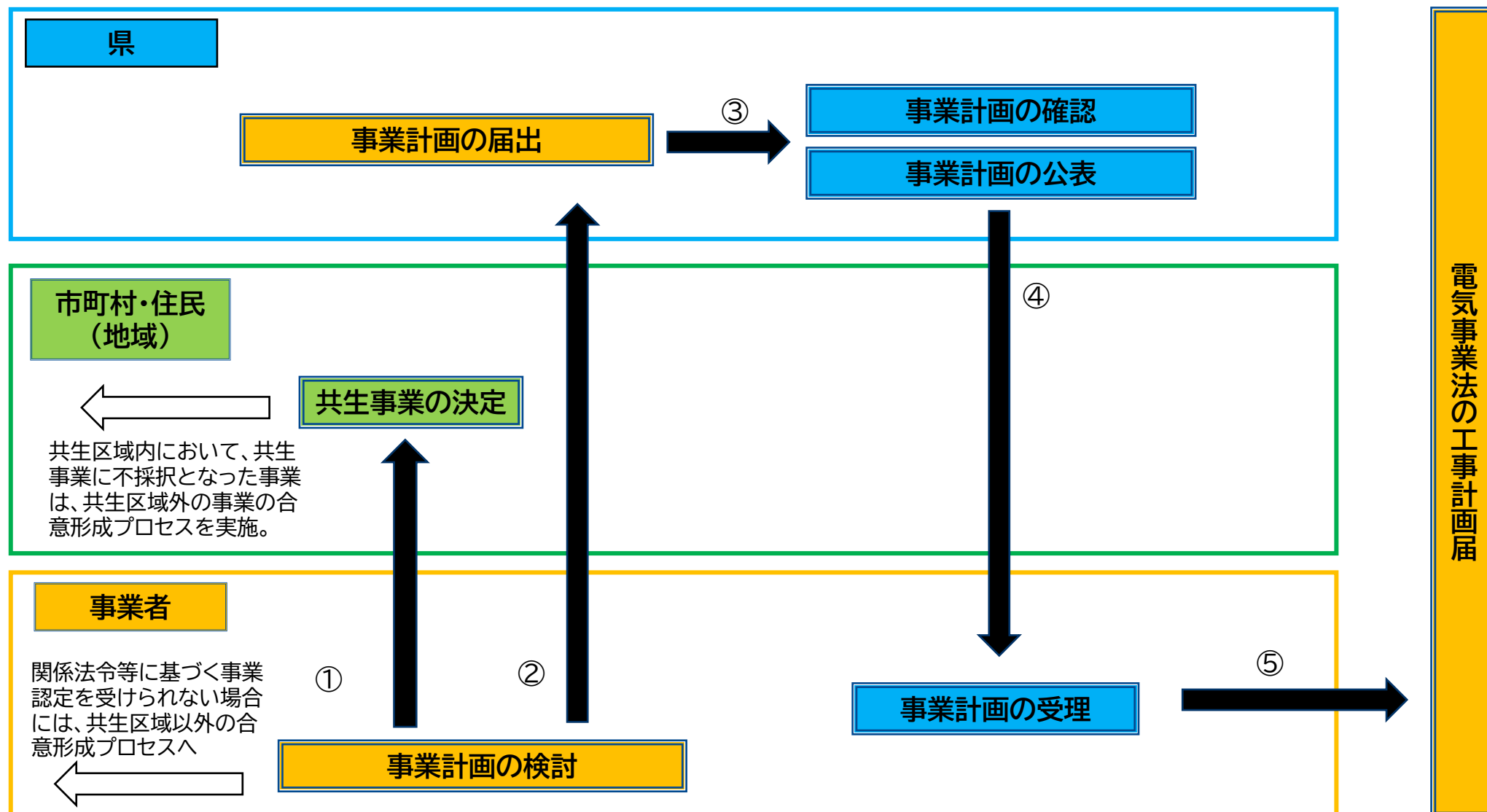
環境影響評価対象外事業(共生区域外)



※共生区域内の事業は、本プロセスを省略することができるが、途中で共生区域の認定を取り消された場合において、当該事業を継続しようとする場合には、改めて本プロセスを実施する必要がある。

4 合意形成プロセス(詳細フロー)

環境影響評価対象外事業(共生区域)



5 合意形成プロセス(環境影響評価手続前)

環境影響評価対象事業

(1)事業計画の届出

事業者は、地域の意見を踏まえながら事業計画を検討していくため、事業計画を立案する早期の段階で、県に対して事業計画の届出を行う。

(2)地域住民との意見交換会

環境影響評価手続を開始する前に、地域固有の守るべきものを的確に把握し、事業者に適切な配慮を促すことを目的に、地域住民との意見交換会を義務付ける。

意見交換会については、再エネ特措法に基づく説明会の規定等を参考に、今後、詳細を検討し、必要な事項を条例・規則又はガイドラインで示す。

【意見交換会の概要(案)】

① 意見交換会の範囲

意見交換会への参加を求める地域住民及び利害関係者(地権者・利用者等)の範囲については、市町村と相談の上、検討することを基本とする。

(再エネ特措法に基づく説明会は、事業計画地周辺(約1km)で生活する地域住民及び利害関係者を基本とするため、これを目安に検討する。意見交換会への参加者については、地域住民及び利害関係者に制限しない。)

5 合意形成プロセス(環境影響評価手続前)

環境影響評価対象事業

【意見交換会の概要(案)】

② 意見交換会の回数

地域住民及び利害関係者からの質問等に適切に対応できるよう十分な回数(1回以上)の意見交換会を開催した上で、質問等に誠実に対応する。

③ 意見交換会の説明事項

事業者は、次の事項等について説明する。

- ・ **再エネ事業計画の概要について**
再エネ事業の目的、再エネ設備概要(付帯設備を含む)、土地改変の予定、搬入予定経路など
- ・ **事業の影響と予防措置について**
事業による環境影響(景観については、フォトモンタージュ作成など(簡易アセスで可))
環境影響に対する予防措置
- ・ **地元貢献について**
再生可能エネルギーを導入する必要性(地球温暖化対策に貢献する必要性)
事業による地域の経済的なメリットなど

④ 意見交換会の意見交換事項

事業者は、次の事項等について地域と意見交換する。

- ・ **現代世代が将来世代に引き継ぐべき自然環境、景観、歴史・文化等について**
地域固有の自然環境、景観、歴史・文化等について
再生可能エネルギー事業で懸念される事項について

5 合意形成プロセス(環境影響評価手続前)

環境影響評価対象事業

(3) 市町村の意見

環境影響評価手続の際、事業者に必要な配慮を促すため、市町村として地域固有の守るべき要素や事業に対する懸念などがあれば、県に回答する。

(4) 県による事業者への通知

県は、庁内関係課の意見、市町村の意見をとりとめ、事業者に対して、今後、検討・配慮すべき事項を通知する。

5 合意形成プロセス(環境影響評価手続後)

環境影響評価対象事業

(1)事業計画の認定申請

事業者は、環境影響評価書の公告を開始した後、事業計画の認定申請を行う。

(2)地域住民への説明会

環境影響評価書公告後に、これまでの住民意見等をどのように事業計画に反映したのか等について、事業者から住民が説明を受ける機会を創設することを目的とし、説明会を行う。

説明会については、再エネ特措法、環境影響評価法に基づく説明会の規定等を参考に、今後、詳細を検討し、必要な事項を条例・規則又はガイドラインで示す。

【説明会の概要(案)】

① 説明会の範囲

事業により環境影響を受ける範囲の地域住民及び利害関係者を基本とするが、環境影響評価制度での説明会は、誰でも参加できることに鑑み、それ以外の者も説明会に参加することを可能とする。

5 合意形成プロセス(環境影響評価手続後)

環境影響評価対象事業

② 説明会の回数

地域住民及び利害関係者への最終的な事業計画の説明を目的としているため、1回以上とする。

説明会後において、地域住民及び利害関係者との調整が必要な場合には、十分な回数を開催し、事業計画を見直すことができる。

③ 説明会の説明事項

次の事項等について、説明をする。

- ・ 再エネ事業計画の概要について
環境影響評価を踏まえ、最終的な再エネ事業計画(風力発電機の大きさ、基数、配置など)
- ・ 事業による環境影響予測結果について
環境影響評価書に基づく環境影響予測結果
- ・ 環境影響評価手続における知事意見等に基づき、環境配慮した事項について
環境影響評価手続を通じて、事業者として配慮した事項等
- ・ 事後調査について
不確実性の残る予測結果について、事後調査を実施する場合、その調査概要
- ・ 地元貢献について
再生可能エネルギーを導入する必要性(地球温暖化対策に貢献する必要性)
事業による地域の経済的なメリット

5 合意形成プロセス(環境影響評価手続後)

環境影響評価対象事業

(3) 市町村による意見のとりまとめ・回答

事業による環境影響、地域住民等の意見、地元への貢献等を踏まえ、総合的な見地から、市町村として、地域との共生が可能な再エネ事業であるかを判断し、その結果(賛否)を県に回答する。

(4) 県による事業計画の認定

自然・地域との共生が図られた事業であるかどうかについて、認定・不認定の判断を行うこととし、対外的に事業計画の認否を明らかにする。

5 合意形成プロセス(環境影響評価手続後)

環境影響評価対象事業

(5) 事業計画(認定・不認定)の判断基準

次のア～エの事項を踏まえ、事業計画の認定・不認定の判断を行う。

ア 庁内関係課に対する意見照会

関係法令等の観点から、再エネ事業の適否について

イ 地元市町村からの意見

地元市町村が、住民等の意見を踏まえ、再エネ事業をどのように考えているのか。

ウ 認定基準の適否

【認定基準案】

- ・ 環境影響評価の結果、著しい環境影響がないと認められること
- ・ 共生条例に基づく合意形成プロセス(意見交換会等)を適切に実施していること。
- ・ 地域の合意形成が図られていること(市町村から事業の中止を求める意見等がないこと)。
- ・ 事業計画(維持管理(事業終了時の確実な撤去を含む)、地元貢献等)が適切な内容になっていること。
- ・ 県の基本計画、環境プラン、景観計画、その他関係する行政計画に適合したものであること。
- ・ 関係法令に違反していないこと(事業の適格性があること)

エ 第三者機関(附属機関等)への意見聴取

上記ア～ウの事項を整理し、第三者機関(附属機関等)への意見を聴取し、その意見を勘案する。

5 合意形成プロセス(その他)

(1) 事業計画の変更

事業者は、事業計画の認定後に事業計画を変更する場合には、変更の認定申請を行う。変更認定の合意形成プロセスは、認定時のプロセスと同様とする。

ただし、事業計画の変更が軽微な場合には、変更届を提出する。

※ 軽微な変更

再エネ特措法を参考に、出力20%未満の増加については、軽微な変更として想定。

設置場所などその他の変更については、変更認定申請の対象とする。

(2) 設置届

事業計画の認定を受けた後、事業に着工し、経済産業省に対して、自家用電気工作物の使用開始届出を提出した場合、県に対して設置届を提出する。

(3) 事業廃止届

事業を廃止した場合には、県に対して廃止届を提出する。

(4) 事業計画の譲渡等

事業を他の事業者に譲渡等する場合には、事業計画の変更認定の対象とする。

※ 地域と事業者との信頼関係が重要であることから、事業者が変更となる場合には、事業計画に変更がない場合でも、認定・不認定の対象とする。ただし、認定時と同じ合意形成プロセスを課すかについては、検討が必要となる。

5 合意形成プロセス(その他)

(5) 立入検査・報告徴収

条例の運用に必要な範囲において、県は、事務所等への立入検査及び報告徴収を求めることができるものとする。

(6) 勧告・改善命令

条例で定める手続きを行わない場合、立入検査・報告徴収を正当な理由なく拒否した場合等について、県は勧告又は改善命令を発出することができる。

(7) 認定の取消し

事業計画の認定から事業廃止届を提出する日までを認定期間とし、事業が認定要件を満たさないことが明らかになった場合、事業計画の認定を取り消す。

(8) 公表

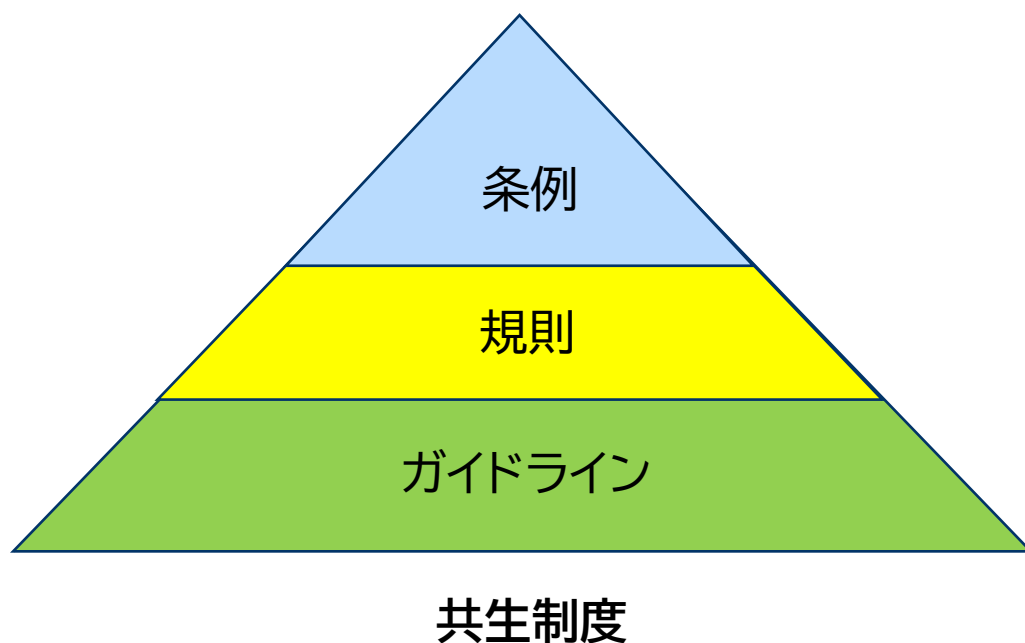
事業計画の認定・不認定、事業計画の認定取消しを行った場合、県はホームページ等で事業者名などを公表する。

ガイドライン全体の構成イメージ

1 ガイドラインの目的

ガイドラインは、本県における自然・地域と再生可能エネルギーとの共生を図るため、共生制度の一部を構成し、条例・規則を補完するものである。

条例・規則では遵守を義務付けることが難しいが、事業計画の際に配慮すべきエリアや地点などを示したり、合意形成プロセスの具体的な運用方法等を示すことで、共生制度を効果的に運用することができるとともに、地域の合意を円滑に形成し、自然・地域との共存共栄を前提とした再生可能エネルギーの導入促進が期待される。



2 ガイドラインの主な構成

- (1) 条例の目的
- (2) 条例の対象事業・定義等
- (3) ゾーニングについて
 ゾーニングマップを付録
- (4) 合意形成について
- (5) 共生区域の設定について
- (6) その他
 関係法令の担当課
 市町村の担当窓口 など

(3)～(5)については、次のようなイメージで作成

3 ゾーニング

ゾーニングの区分	条例・規則	ガイドライン
保護地域	・保護地域の定義 ・区域を明示するために必要な法令等の区域名称	・保護地域のゾーニングマップ ・各区域の解説
保全地域	・保全地域の定義 ・区域を明示するために必要な法令等の区域名称	・保全地域のゾーニングマップ ・各区域の解説
調整地域	・調整地域の定義 ・区域を明示するために必要な法令等の区域名称	・調整地域のゾーニングマップ ・各区域の解説
共生区域	・共生区域の定義 ・共生区域設定のための手続き	・共生区域設定に向けた事務要領 ・共生区域のマップ(設定後に随時更新)
配慮すべき区域・事項	—	・条例・規則で定めないが、配慮すべき区域・事項のゾーニングマップ(マップ化できないものについては、リスト化)

※ 付録として、ゾーニングマップ(県内のゾーニングが見える化したもの)を添付

3 ゾーニング

配慮すべき区域・事項の案

再エネ事業を計画する際、あらかじめ配慮すべき区域・事項をとりまとめ、ガイドラインに記載する。
(マップ化できるものは、サブマップ化し、サブマップ化できないものは、リスト化してとりまとめる。)

一例として、以下のような区域・事項をガイドラインに記載する予定である。

「“現在の世代”が“将来の世代”に引き継ぐべき自然環境、景観、歴史・文化等」のうち、条例による区域設定が困難な要素

【自然環境】

(注目すべき生息地)

- 生物多様性保全上重要な里地里山
- 重要野鳥生息地(IBA)
- 生物多様性重要地域(KBA、KBA保護区域)
- 昆虫類の多様性保護のための重要地域

(植生)

- 植生自然度図(特に自然度9、10)

(植物の状況)

- 絶滅危惧種(植物)の分布情報
- 特定植物群落
- 巨樹・巨木林

(動物(陸域)の状況)

- 中大型哺乳類分布情報
- 要注意鳥獣生息分布情報
- コウモリ洞分布
- コウモリ生息情報
- コウモリ分布
- イヌワシ・クマタカ生息分布
- オオワシ・オジロワシ生息分布
- 渡りをするタカ類集結地
- ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地

【注目すべき生息地】

- 生物多様性の観点から重要度の高い湿地
- シギ・チドリ類モニタリングサイト1000

【景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況】

- 世界ジオパーク・日本ジオパーク
- 自然景観資源
- 観光資源
- 国立公園の利用施設計画
- 国定公園の利用施設計画
- 都道府県立自然公園の利用施設計画
- 海が見える主要な眺望点

「人の生命や財産の保護、防災」など、条例の目的とは異なる要素

【防災】

- ・地すべり等防止法
- ・砂防法
- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
- ・盛土規制法

【防衛】

- ・防衛・風力発電調整法

4 合意形成

(1)環境影響評価対象事業(環境影響評価手続前の合意形成プロセス)

合意形成プロセス	条例・規則	ガイドライン
1 事業計画の立案 (事前確認・事前調整)	—	事業計画の立案に向けた事前調整の手法など
2 事業計画案の届出	事業者による事業計画案の届出を規定 ・届出様式 ・提出部数 ・提出期限など	補足する内容を記載 ・届出様式の記載例 など
3 事業計画案の公表	県による届出を受けた計画の公表を規定	補足する内容を記載 ・公表のタイミング ・公表の方法 など
4 意見交換会の開催	事業者による意見交換会の開催義務を規定 ・開催案内の手段 ・開催の時期 ・開催後の報告 ・実施回数、意見交換会の範囲など	補足する内容を記載 ・関係法令手続きとのタイミング ・説明すべき事項 ・注意点など

4 合意形成

(1)環境影響評価対象事業(環境影響評価手続前の合意形成プロセス)

合意形成プロセス	条例・規則	ガイドライン
5 市町村への意見照会	県による市町村への意見照会を規定	補足する内容を記載 ・意見照会の時期 など
6 市町村意見の提出	市町村は、県に対して事業に対する意見を提出できる旨を規定	補足する内容を記載 ・市町村による意見作成のポイント など
7 県関係課への意見照会	—	補足する内容を記載 ・庁内各課の役割 ・関係法令と共生条例の関係 ・意見照会の流れ など
8 事業者への意見通知	市町村意見を反映した県による意見作成を規定 県による事業者に対する通知を規定	補足する内容を記載 ・県の通知に基づく事業者の対応 など

※ その他、条例・規則の運用に必要な情報を記載していく。

4 合意形成

(2)環境影響評価対象事業(環境影響評価手続後の合意形成プロセス)

合意形成プロセス	条例・規則	ガイドライン
1 事業計画の認定申請	事業者による事業計画の申請を規定 ・申請様式 ・提出部数 ・提出期限など	補足する内容を記載 ・届出様式の記載例 など
2 事業計画の公表	県に申請された計画の公表を規定	補足する内容を記載 ・公表のタイミング ・公表の方法 など
3 説明会の開催	事業者による説明会の開催義務を規定 ・開催案内の手段 ・開催の時期 ・開催後の報告 ・実施回数、説明会の範囲など	補足する内容を記載 ・関係法令手続きとのタイミング ・説明すべき事項 ・注意点など

4 合意形成

(2)環境影響評価対象事業(環境影響評価手続後の合意形成プロセス)

合意形成プロセス	条例・規則	ガイドライン
4 市町村への意見照会	県による市町村への意見照会を規定	補足する内容を記載 ・意見照会の時期 など
5 市町村による地域の意見のとりまとめ	市町村が地域の意見を取りまとめ、県に対して回答できる旨を規定	補足する内容を記載 ・市町村による地域意見の具体的なとりまとめ方法 など
6 県関係課への意見照会	—	補足する内容を記載 ・関係法令における違反又はおそれの有無 ・意見照会の流れ など
7 第三者機関への意見聴取	県による第三者機関への意見聴取を規定	補足する内容を記載 ・第三者機関の運用方針など
8 認定・不認定の通知	県による認定・不認定の通知を規定	補足する内容を記載 ・認定・不認定の判断基準 ・認定・不認定を受けた後の事業者の対応 など

※ その他、条例・規則の運用に必要な情報を記載していく。

5 共生区域

共生区域	条例・規則	ガイドライン
1 地域との共生を図りながら、再エネの導入を促進する区域	・共生区域の定義	共生区域の設定フロー ・ 事業者提案型 ・ 市町村提案型
2 地域脱炭素化促進事業の促進区域	・促進区域の定義	温対法に基づく促進区域の設定フロー
3 農山漁村再エネ法の設備整備区域	・設備整備区域の定義	農産漁村再エネ法に基づく設備整備区域の設定フロー
4 共生区域設定の考え方	—	市町村主導又は事業者提案による共生区域の設定方法
5 協議会等について	—	協議会の構成、運営の方法 合意形成に向けた協議の方法など

※ その他、条例・規則の運用に必要な情報を記載していく。